

JAMA・JAPIA

# 製品含有化学物質管理ガイドライン

初版

2022年 12月 26日



Japan Automobile Manufacturers Association

一般社団法人 日本自動車工業会

環境技術・政策委員会

製品化学物質管理部会

管理ツール推進分科会



Japan Auto Parts Industries Association

一般社団法人 日本自動車部品工業会

総合技術委員会

環境対応委員会

製品環境部会

## 改訂履歴

版数	発行日	改訂内容
初版	2022/12/26	-

# JAMA・JAPIA 製品含有化学物質管理ガイドライン

## 前書き

この JAMA・JAPIA 製品含有化学物質管理ガイドラインは、自動車産業におけるサプライチェーン全体を通じた製品含有化学物質管理が確実かつ効率的に実施されるように、サプライチェーンにおける川上から川下の各企業における管理、更には取引先間での情報伝達のポイントをガイドラインとしてまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、日本工業規格「JIS Z 7201 製品含有化学物質管理－原則および指針」の 2017 年改訂版に準拠し、かつアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン第 4 版」(以下 JAMP ガイドライン)を参考に、自動車のサプライチェーンにおける製品含有化学物質管理の要件に合わせて作成したものであり、自動車業界に特化したガイダンス的文書として、利便性を高めたものと位置づけられる。

なお、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium)は、部品や成形品等が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り、普及させる活動を業界横断で推進する団体である。

## 目次

前書き	3
1. 製品含有化学物質管理ガイドラインについて	6
1.1 背景・狙い	6
1.2 適用範囲	7
1.3 想定される利用者	7
1.4 製品含有化学物質管理を行う単位	7
1.5 ガイドライン運用の流れ	8
1.6 既存のマネジメントシステムへの反映	8
1.7 製品含有化学物質管理ガイドラインの改訂	8
2. 製品含有化学物質管理ガイドラインが参照している規格類	9
3. 用語及び定義	10
4. 自動車における製品含有化学物質管理の基本的な考え方	14
4.1 自動車における製品含有化学物質管理の必要性	14
4.1.1 化学物質のリスクと製品含有化学物質管理	14
4.1.2 自動車産業に影響を及ぼす化学物質に関する法規制と社会動向	14
4.2 自動車における製品含有化学物質管理の基本	17
4.3 自動車における製品含有化学物質管理のリスク及び機会への取組み	18
4.4 リスクに基づいた自動車における製品含有化学物質管理	19
4.5 自動車における製品含有化学物質管理の実施内容とポイント	20
4.6 自動車における製品含有化学物質情報の整備	24
4.7 適切な製品含有化学物質情報伝達のタイミング	25
4.8 企業秘密への配慮	26
4.9 自律的な管理が困難な組織への支援	26
5. 自動車における適切な製品含有化学物質管理のための実施項目	27
5.1 組織の状態とマネジメントシステム	29
5.1.0 組織の状態	29
5.1.1 マネジメントシステム	30

5.2	基本方針・管理体制 .....	30
5.2.1	製品含有化学物質管理に関する基本方針 .....	30
5.2.2	製品含有化学物質管理体制.....	31
5.2.3	国内子会社、海外子会社、社外委託先に対するガバナンス .....	31
5.3	製品含有化学物質管理の遂行 .....	32
5.3.1	製品含有化学物質管理基準.....	32
5.3.2	確実な製品含有化学物質管理業務遂行の為の役割分担及び業務手順の規定 .....	33
5.3.3	目標及び実施計画.....	34
5.3.4	顧客の製品含有化学物質管理に関する仕組み .....	34
5.4	製品含有化学物質管理業務の運営 .....	35
5.4.1	設計・開発における製品含有化学物質管理.....	35
5.4.2	部品・材料の購入、受け入れ時における製品含有化学物質管理 .....	37
5.4.3	自社内の製造工程における製品含有化学物質管理 .....	39
5.4.4	自社内の出荷工程における製品含有化学物質管理 .....	41
5.4.5	仕入れ先管理.....	42
5.4.6	その他自社内の各工程の製品含有化学物質管理における留意事項.....	44
5.5	化学物質情報・データ管理及び適合確認業務運営.....	46
5.5.1	全体運用.....	46
5.5.2	仕入れ先からのデータ入手と入手データの確認.....	47
5.5.3	自社製品のデータ作成.....	47
5.5.4	納入先（顧客）へのデータ提出 .....	48
5.5.5	データ保管 .....	49
5.5.6	データ更新 .....	49
5.6	人的資源および文書・情報の管理 .....	50
5.6.1	教育・人材育成.....	50
5.6.2	文書（製品含有化学物質管理に係る各種の情報、記録）の管理 .....	50
5.6.3	教育（5.6.1）、文書管理（5.6.2）の実施状況の評価及び改善 .....	51

**【附属書 A: 自己診断シート】**

# 1. 製品含有化学物質管理ガイドラインについて

## 1.1 背景・狙い

自動車は極めて多数の部品・材料を使用して設計、製造されており、それらの部品、材料は幅広い化学物質によって構成されている。完成した自動車は社会やお客様に移動手段の一つとして社会生活の豊かさ、利便性及び快適性などを提供する。

一方でその製造過程から廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて、人及び環境に対する化学物質リスクというかたちで影響をもたらす可能性があり、自動車が人と環境に影響を及ぼすことを最小限に抑え、環境の保護、保全、および向上に寄与するため、製品含有化学物質の把握、適切な取り扱い、情報の開示・伝達を求める動きが国際的に広がってきている。

自動車産業のサプライチェーンは長く、複雑でかつグローバルにつながっており、法規制対応の観点からは各国、各地域の化学物質規制への対応が求められている。

このような国際的な化学物質規制の強化、拡大の動向及び自動車業界の特徴をふまえ、各企業における製品含有化学物質管理と、取引先企業間での信頼性の高い製品含有化学物質情報授受を可能とする仕組み、体制の構築と実践が必要であり、そのために、これまでの日本工業規格「JIS Z 7201 製品含有化学物質管理－原則および指針」、各企業の規定類に加え、自動車産業として重要な実施事項をまとめたガイドラインの必要性が高まってきた。今回、日本自動車工業会(JAMA)、日本自動車部品工業会(JAPIA)はこれまでの経験とそこから得られた知見を集約し、製品含有化学物質の管理に取り組む実務担当者に対して実践的な支援となるよう、更には各企業におけるマネジメント層に対しても製品含有化学管理業務への対応の必要性を理解頂く指針となるよう、この JAMA・JAPIA 製品含有化学物質管理ガイドライン(以下ガイドラインという)を作成した。

製品含有化学物質管理の仕組みをすでに構築している企業は、本ガイドラインの第 4 章「自動車における製品含有化学物質管理の基本的な考え方」及び第 5 章「自動車における適切な製品含有化学物質管理のための実施項目」を参考とし、より効率的かつ確実な管理を実施できる。

また、【附属書 A: 自己診断シート】は第 5 章の内容に基づく各企業の製品含有化学物質に関するマネジメントシステムの状況を確認することを狙いに作成したものであり、本ガイドラインと自己診断シートにより、製品含有化学物質に関するマネジメントシステムの自己評価及び取引先との 2 社間での評価・確認にも使用することができる。

ただし、本ガイドラインは、次の事項の必要性を示すことを意図したものではない。

- 様々な製品含有化学物質管理の取組みを画一化する。
- 製品含有化学物質管理に関わる規定などの関連する文書化された情報類を、本ガイドラインの箇条の構造と一致させる。
- 本ガイドラインの特定の用語を組織内部で使用する。
- 製品含有化学物質管理のために、新たに、又は独立した管理体制を構築する。

## **1.2 適用範囲**

本ガイドラインは、自動車製造に関わる製品含有化学物質管理に取り組むすべての企業、組織が、適切かつ効率的に管理を実施できるように、その規模、種類、成熟度を問わず、サプライチェーン全体で共有されるべき、組織の経営課題として、更には設計・開発、調達、製造、納入の各段階における製品含有化学物質管理の考え方を示すものである。

ものづくりに関わる組織、すなわち化学物質、混合物、部品、完成品を製造する組織やそれらの製品の商取引に関わる商社など、サプライチェーンの川上・川中・川下を問わず、また直接自動車及び自動車関連部品を製造する企業やそれらの企業と取引の無い企業、組織も、本ガイドラインを参考とすることができる。

また、国内外に子会社、関連会社及び社外委託先を持つ企業の場合、それらの企業における製品含有化学物質管理及びそれらの企業へのガバナンスのためにも参照することができる。

なお、本ガイドライン作成の参考にした JAMP ガイドラインは業種によらず共通に参照されることを目指したものであり「1.2 適用範囲」においては、情報授受の対象となる物質は規定していないが、本ガイドラインは自動車製造のサプライチェーンでの適用に特化したものであり、後述の通り成形品に関わる製品含有化学物質管理対象に関する自動車業界標準リストとして GADSL (Global Automotive Declarable Substance List) としている。

## **1.3 想定される利用者**

想定される利用者は、次の通りである。

(1) 製品含有化学物質の管理体制の構築、確認及び関連業務の遂行に携わる全ての担当者及びその管理・監督者

個々の組織において製品含有化学物質の管理体制の構築及び関連業務を行う際に、下記の通り、本ガイドラインを参照、活用することができる。

- ・管理体制の構築段階では、担当者が本ガイドラインを参考に取り組みを進める。
- ・構築後の段階では、社内における教育ツールとして活用し、製品含有化学物質管理の要点を社内関係者に周知・徹底する。
- ・他の同等以上の基準や指針などに従って製品含有化学物質の管理体制を構築している場合は、実践している管理が、本ガイドラインが示す管理の要件を実質的に満足していることを確認し、必要に応じて改善などを行う際にも参照できる。
- ・組織における製品含有化学物質の管理体制が機能しているかどうか、内部監査などの組織による自己評価を行う際にも活用できる。

(2) 仕入れ先の製品含有化学物質の管理体制を確認する担当者及びその管理・監督者

社内の外部組織(調達など)が仕入れ先における製品含有化学物質の管理体制が構築できているかどうかの確認を行う際にも本ガイドラインを参照、活用することができる。

## **1.4 製品含有化学物質管理を行う単位**

本ガイドラインが想定する製品含有化学物質管理の単位は、「製品」ではなく「組織」になる。ここでいう組織とは、会社、法人、事業所の部署、個人業者、もしくはこれらの一部または組み合わせ

を指す。

例:〇〇会社〇〇工場、△△会社△△事業部、□□グループ□□製造部門

## **1.5 ガイドライン運用の流れ**

本ガイドラインの運用にあたっては、次のような流れが考えられる。

### (1) 製品含有化学物質の管理体制の構築

サプライチェーンに関わる各組織が、組織の製品含有化学物質の管理体制を構築する。業種、業態、事業内容によって様々な最善の形態があると考えられるが、既存の管理体制を活用する場合、新規に管理体制を構築する場合のいずれにおいても本ガイドラインを参照することができる。

### (2) 製品含有化学物質の管理体制の評価

組織が構築した製品含有化学物質の管理体制によって、本ガイドラインが示す管理の要件を満足するかどうかを評価する。

評価の際には、【**附属書 A:自己診断シート**】を用いると、効率的かつ客観的に評価を行うことができる。管理体制は、必要に応じて改善し、維持されることが重要である。

## **1.6 既存のマネジメントシステムへの反映**

品質マネジメントや環境マネジメントなどの管理体制が既に構築されている場合には、組織の判断により、それらを活用して製品含有化学物質の管理業務を遂行することもできる。

新たな管理体制を構築することもできるが、既存の管理体制がある場合にはそれらを活用して、効率的に取り組むことが推奨される。ただし、その場合には、本ガイドラインの示す実施項目を実質的に満足していることを確認する必要がある。

## **1.7 製品含有化学物質管理ガイドラインの改訂**

本ガイドラインは以下のように文書管理を実施し、製品含有化学物質管理に関する最新要件を反映するものとする。

なお、本ガイドラインは、前述の通り「JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理－原則および指針」に準拠し、かつ JAMP ガイドラインを参考にしながら、自動車のサプライチェーンにおける製品含有化学物質管理の要件を反映して作成されたものであるため、これらの文書類との整合性も維持していく。

### (1) 文書管理体制

ガイドラインの改訂・廃止の要否確認、及び改訂・廃止の検討等の文書管理は、JAMA 製品化学物質管理部会の下に当該部会委員、JAPIA 製品環境部会委員からなる検討委員会を設置し、実施するものとする。

### (2) ガイドラインの改訂・廃止

毎年4月にガイドラインの改訂または廃止の要否を確認する。

以下の条件に該当する場合、改訂・廃止を検討する。

- ・ JIS Z 7201 が改訂・廃止された場合
- ・ なお、JIS Z 7201 が改訂・廃止後1年を経過しても改訂・廃止の検討が行われない場合は、



本ガイドラインは廃止とする。

- JAMP 発行の製品含有化学物質ガイドラインが改訂・廃止された場合
- 自動車における製品含有化学物質に関する法規制の変更・廃止、製品含有化学物質管理ツールである IMDS、JAPIA シートの仕様変更・廃止等があった場合
- その他記載される関連情報に変更があった場合

## 2. 製品含有化学物質管理ガイドラインが参照している規格類

本ガイドラインは、前述のように、「JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理－原則及び指針」に準拠している。その他にも、表 2.1 に示す規格類を参照している。

表 2.1 製品含有化学物質管理ガイドラインが準拠・参照している規格類

製品含有化学物質管理	－JIS Z 7201:2017 製品含有化学物質管理－原則及び指針
マネジメントシステム関連	－JIS Q 9000:2015 品質マネジメントシステム－基本及び用語 (ISO 9000:2015 Quality management systems－Fundamentals and vocabulary) －JIS Q 9001:2015 品質マネジメントシステム－要求事項(ISO 9001:2015 Quality management systems－Requirements) －JIS Q 14001:2015 環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引き(ISO 14001:2015 Environmental Management System－Requirements with guidance for use) －ISO/IEC Directives, Part 1, Consolidated ISO Supplement Procedures specific to ISO Annex SL

本ガイドラインが実施項目として示す取組みは、組織が実施している品質マネジメントシステム又は環境マネジメントシステムのプロセスと共通性の高いものがある。そこで、実施項目については、他のマネジメントシステム規格との構造の親和性を考えて、ISO 9001:2015(JIS Q 9001:2015)、ISO 14001:2015(JIS Q 14001:2015)で採用されている ISO/IEC Directives, Part 1, Consolidated ISO Supplement－Procedures specific to ISO Annex SL(以下、附属書 SL という。) のマネジメントシステムの上位構造を参考としている。さらに、「5. 自動車における適切な製品含有化学物質管理のための実施項目」のプロセスについては、品質マネジメントシステム ISO 9001:2015 (JIS Q 9001:2015) の箇条 8「運用」の部分参考としている。

参照している規格類については、規格本文を確認のこと。

### 3. 用語及び定義

本ガイドラインで用いる主な用語及び定義は、ISO 9000:2015(JIS Q 9000:2015)によるほか、次表 3.1.1～3.1.3 による。

表 3.1.1 用語の定義

用語		定義
化学物質	chemical substance	天然に存在するか、又は任意の製造工程において得られる元素及びその化合物。
混合物	mixture	二つ以上の化学物質を混合したもの。 注記:自動車の製品含有に係る混合物の例として、塗料、インキ、接着剤、めっき液、ゴム原料、合金インゴット、はんだ、添加剤・顔料を含有する樹脂ペレットなど。
化学品	chemicals	化学物質又は混合物。
成形品	article	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。 なお、欧州 RAECH 規則の 7 条(届出)及び 33 条(情報伝達)の義務に対し、2 個以上の構成品からなる「複合体」あるいは個々の構成品のみを「成形品」を示すかにつき、REACH-AIG version4.0 においては次のように定義されている。 1. 「成形品」は分離可能な単体 2. 「複合体(Complex object)」は 2 個以上の成形品を組み合わせたもの 注記:この定義に基づく、「成形品」、「複合体」の例を示す。 1. 「成形品」:樹脂射出成形品、鋼板プレス品、歯車など 2. 「複合体」:車両、シート、ワイパーアセンブリ、ヘッドランプ、抵抗器、プリント回路基板アセンブリ(PCBA)、タイヤ、エアバッグモジュール、バッテリーなど
部品	part	完成品に至るまでの成形品。 注記:部品の例として、次のようなもの。 a) 化学品から初めて成形品へ変換された部品の例を次に示す。 ブレーキパッド、シート用ウレタンフォーム、ヘッドランプカバーなど b) 部品を組み合わせて製造された部品の例を次に示す ブレーキ、シート、ヘッドランプなど
完成品	end product	化学品及び／又は部品を組み合わせたか、加工したりして製造した最終の成形品。

		本ガイドラインにおいては自動車が完成品に該当する。
製品	product	組織が、その活動の結果として、納入先(顧客)に納入する化学品、部品及び完成品。 注記:製品の包装に使用する包装材及び保護材もその製品に含める場合がある。
変換工程	conversion process	化学物質または混合物を、成形品にする工程をいう。 (4.5 参照)
組織	organization	責任、権限及び相互関係を伴う独自の機能をもつグループ
仕入れ先 (供給者)	supplier	製品を川下側に納入(引渡し)する組織。
納入先 (顧客)	customer	製品を川上側から受け取る組織。 注記 本ガイドラインでは消費者は納入先に含まない
納入 (引渡し)	delivery	製品を納入先(顧客)に送り出す行為。 注記:JIS Z 7201:2017 では同義の用語として「引渡し」が使用されているが、自動車業界での一般的な表現として本ガイドラインでは「納入」を用いている。
調達	procurement	仕入れ先(供給者)から必要な原材料や部品を購入する行為。 注記:JIS Z 7201:2017 では同義の用語として「購買」(purchasing)が使用されているが、自動車業界での一般的な表現として本ガイドラインでは「調達」(procurement)を用いている。
製品含有化学物質	Chemicals in products (Product chemicals)	製品中に含有されることが把握される化学物質。
業界基準	industry standard	各産業が構成する団体が作成し、かつ、公表している製品含有化学物質の管理に関する基準。 自動車業界では、日米欧の自動車・自動車部品・化学品メーカーで、自動車業界共通の管理対象と定めた化学物質リストである GADSL が該当する。 <a href="https://www.gadsl.org/">https://www.gadsl.org/</a>
製品含有化学物質管理基準	management criteria for chemicals in products (product chemicals)	製品含有化学物質に関係する法規制、GADSL 及び各納入先(顧客)の規格要求に基づいて、組織が規定した基準。 管理対象とする化学物質のリスト、管理レベル(使用禁止、含有申告など)、適用範囲などの事項が含まれる。

製品含有化学物質情報	information of chemicals in products (product chemicals)	製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に関する情報。
トレーサビリティ	traceability	製品に関する調達、製造及び納入に関する履歴が把握できる能力。
利害関係者	interested party	ある決定事項又は活動に、影響を与え得るか、その影響を受け得るか、又はその影響を受けると認識している個人又は組織。 注記 1: 製品含有化学物質管理に関連する利害関係者の例として、納入先(顧客)、仕入れ先(供給者)、社外委託先、行政、組織内部の人々などが挙げられる。 注記 2: 「ステークホルダ」(stakeholder) という用語は、同じ概念を表す同義語である。
リスク	risk	目的に対する不確かさの影響。 注記 1: 影響とは、期待されていることから、望ましい方向又は望ましくない方向にかい(乖)離することをいう。 注記 2: 不確かさとは、事象、その結果又はその起こりやすさに関する、情報、理解又は知識に、たとえ部分的にでも不備がある状態をいう。 注記 3: リスクは、まだ発生していないが、将来発生する可能性が対象となる。また、専門的、統計的及び科学的なリスクを意図していない。 注記 4: リスクという用語は、広く一般に使われているが、各分野での概念が異なっていることがある。本ガイドラインでは、リスクは”化学物質リスク”とは区別し、製品含有化学物質管理に対する不確かさの影響を示す用語として用いる。
機会	opportunity	組織の目的を達成するための取組みに都合の良い時機で、場合によっては、組織に望ましい影響をもたらすもの。 注記: 既に明らかになっている事象について、それを達成するのに有利な状況又は事態が対象となる。リスクの反対の概念ではない。
適合	conformity	製品含有化学物質管理基準を満たしていること。本ガイドラインに基づいた製品含有化学物質の管理体制の評価における適合とは、実施項目に適合していること。

不適合	nonconformity	製品含有化学物質管理基準を満たしていないことであり、当該製品を不適合品と呼ぶ。本ガイドラインに基づいた製品含有化学物質の管理体制の評価における不適合とは、実施項目に適合していないこと。
社外委託先	outsourcing organization	組織の業務や機能の一部又は全部を委託する外部の組織。

自動車の製品含有化学物質管理に関わるシステムやツール及び基準に関連する用語を以下に示す。

表 3.1.2 自動車製品含有化学物質管理関連用語の定義

用語	概要
IMDS	International Material Data System 製品の材料・含有物質情報をサプライチェーンで送受できるように構築されたグローバルな自動車業界標準の材料データ収集システム。 <a href="https://www.mdssystem.com/">https://www.mdssystem.com/</a>
JAPIA シート	JAPIA Standard Material Datasheet 製品の材料・含有物質情報伝達用に JAPIA で作成したエクセルシート。 <a href="https://www.japia.or.jp/work/kankyou/datasheet/">https://www.japia.or.jp/work/kankyou/datasheet/</a>
SDS	Safety Data Sheet 化学物質及び混合物を納入先に納入・提供する際に交付する含有化学物質やその危険有害性情報等を記載した文書。
GADSL	Global Automotive Declarable Substance List 日米欧の自動車・自動車部品・化学品メーカーで、自動車業界共通の管理対象と定めた化学物質リスト。 <a href="https://www.gadsl.org/">https://www.gadsl.org/</a>
SCIP	Substances of Concern In articles as such or in complex objects (Products) 欧州 廃棄物枠組み指令(Waste Framework Directive (WFD))の 2018 年改正に伴い、成形品／製品中に REACH 規則における認可対象候補物質リスト(Candidate List)に記載された物質(0.1wt%を超える濃度)の登録(欧州化学庁(ECHA)への提出)義務。

本ガイドライン及び【附属書 A: 自己診断シート】における業務管理・文書に関わる表記は、下表の通り定義した。

表 3.1.3 業務管理・文書の定義

用語	定義
基準	守るべき法規制・管理対象物質・管理方法を記載した文書
規定	会社(組織)で合意された役割・基準・業務フロー・体制等が記載された文書

	会社(組織)によっては、基準が規定と同等の場合があり、その場合は会社で合意された文書になっている事
ルール	役割・基準・業務フローの決まり事 会社で合意されていない場合もある 会社で合意されている場合は、規定に包含される
仕組み	役割・基準・業務フローの決まり事 会社で合意されていない場合もある 会社で合意されている場合は、規定に包含される
マニュアル	ルールを実行するための手順を記載した文書 会社で合意されていない場合もある 会社で合意されている場合は、規定に包含される
エビデンス	要求があった際に、提示できる証拠資料

## **4. 自動車における製品含有化学物質管理の基本的な考え方**

製品含有化学物質管理に関わる組織は、製品含有化学物質管理の基本的な考え方を理解した上で、管理体制を構築し、実施し、維持及び評価することが重要である。

### **4.1 自動車における製品含有化学物質管理の必要性**

#### **4.1.1 化学物質のリスクと製品含有化学物質管理**

化学物質の性質を利用又は適用した製品は、人間社会に高度な文明をもたらす一方、人及び環境に対して影響をもたらす可能性、いわゆる「化学物質リスク」があることも、事実である。

化学物質のライフサイクルを通じた化学物質の有害性および化学物質リスクへの対応として、化学物質から完成品製造に至るプロセス及び最終的な完成品における製品含有化学物質に関する法規制が世界各国・各地域で制定されている。このような時流を受けて、製品含有化学物質の管理及びその情報の開示及び伝達を求める動きが国際的に広がってきた。

適切な化学物質管理が行われない場合の企業としての直接的なリスクとしては製品の製造、販売及び輸出入を行う企業がその化学物質を含む製品の販売停止、回収や営業停止、罰金等の処分を受けることがあげられる。

一方で、製品含有化学物質は製品を構成する部品又はその元となる材料の製造業者でなければ容易には把握できない場合が多く、サプライチェーンにおける全ての組織、企業間での製品含有化学物質情報の伝達とその把握は、製品の製造、販売及び輸出入の無い企業にとっても、サプライチェーン全体での適切な化学物質管理に向けた重要な課題となっている。

#### **4.1.2 自動車産業に影響を及ぼす化学物質に関する法規制と社会動向**

様々な環境変化の中で、社会やお客様に移動や輸送手段としての利便性、更にはパーソナルモビリティとしての快適性を提供してきている自動車・自動車構成部品及びその関連製品も、多く

の化学物質の性質を利用して製造されており、その製造工程、使用過程、廃棄時に人及び環境に対して化学物質リスクという影響を併せ持っている。

化学物質規制に関するこれまでの流れとして、80年代までの化学物質管理は、急性中毒や発がん性等、有害性、危険性の高い物質の使用禁止を進めるハザード管理が主体であった。

90年代に入り、有害性、ハザードの大きさと化学物質にさらされる量(ばく露量)を考慮したリスク管理への対応が必要となってきた。

現在に至る化学物質規制の潮流としては、2002年 UNEP 管理理事会で“国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ”(SAICM =Strategic Approach to International Chemicals Management.)が採択され、2002年のヨハネスブルグサミットでの実施計画策定の合意に基づき、各国は2020年までに化学物質リスクの最小化に向けた取組みが求められることとなったことが重要な動きとして挙げられる。

このようなリスク管理の考え方にに基づき様々な規制が制定されており、POPs 条約(ストックホルム条約:2004年5月17日発効)は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される残留性有機汚染物質(POPs:Persistent Organic Pollutants)の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等が国際条約として規定されている。対象物質は、POPs の検討委員会(POPRC)において議論後、締約国会議(COP)にて決定され、本条約批准国がその後各国規制への反映を行っている。

欧州における REACH 規則(2007年施行)もこの化学物質リスク管理の考え方に基づく化学物質規制であり、日本における改正化審法(2009年施行)も化学物質リスク管理の考え方を導入している。

自動車に関しては、上述の欧州 REACH 規則に先立ち、化学物質リスクとして自動車廃棄物からの4種の重金属(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム)の流出とそれによる自然環境、生態、更には人の健康への影響が注目され、2000年に「使用済み自動車における欧州議会及び欧州連合閣僚理事会指令2000/53/EC(ELV指令)」が公布され、廃棄自動車中の影響が懸念される4重金属の使用制限が盛り込まれ、この制限に適合できることが車両の型式認可の重要な要件となり、適用する広範な部品に対して適合管理が実施されてきた。

また直近ではWFD SCIP Databaseと呼ばれる下記の成形品供給業者への情報開示、登録の義務付けが開始された。2018年6月の欧州廃棄物枠組み指令(WFD)改正によって、循環型経済(Circular Economy)を図るためには、製品および材料中のSVHC有無について全ライフサイクルを通じた情報伝達が必要であることが示され、その対応として、成形品供給者およびECHAに対し次の義務が課された。

- ・成形品供給者:REACH規則第33条で定められている成形品中のSVHC情報を2021年1月5日以降、ECHAに提出すること。

2022年10月現在、自動車製造及び販売に関連する化学物質の法規としては、表4.1に示されるようなものが挙げられる。これらの法規に適合できないことは、自動車に関わるサプライチェーン全体で事業のリスクとして認識されるべきものである。

表 4.1 自動車に関連する主な化学物質法規

法規	規制対象国	制限対象化学物質	その他要求
ストックホルム条約 (POPs 条約)	グローバル	塩素/臭素系殺虫剤や難燃剤、フッ素系界面活性剤などの残留性有機汚染物質	
モントリオール議定書	グローバル	オゾン層破壊物質 HFC の段階的削減	
自動車リサイクル法 (ELV 指令)	欧州、中国、 韓国など	鉛、カドミウム、六価クロム、水銀の重金属四物質	リサイクル可能率算出のための材料情報
RoHS 指令	欧州	鉛、カドミウム、六価クロム、水銀等、臭素系難燃剤、フタル酸エステル	適合性評価と適合宣言、CE マーク
REACH 規則	欧州、韓国	発がん、生殖毒性、変異原性、難分解、生物蓄積性のある物質など	物質登録、使用量届出、情報開示、情報提供
殺生物規則 (BPR)	欧州、韓国	製品カテゴリに対する非認可の活性物質	ラベリング
改正化審法	日本	POPs 条約における規制物質に対する日本国内法	

更に今後は SAICM、ポスト SAICM、SDGs 及び循環型社会(Circular Economy)、更には欧州におけるグリーンディール政策、Chemical Strategy for Sustainability 等も考慮した各国における化学物質管理に関する法規制、新たなルール作りが進んでいくため、これらに対する最新の動向を常に把握することが必要である。

図 4.1 の 2015 年の国連サミットで採択された

SDGs(持続可能な開発目標)の 12 番目の目標“つくる責任、つかう責任”の 12.4 項 “2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。”にも反映されている。

いかなるモノづくり、産業界においても、法規への適切な対応の為には、サプライチェーンを通じたモノの流れとともに、含有される化学物質に関する情報を正確に把握、伝達していくことが重要である。特に、自動車においては約 3 万点もの部品の集合体であり、今後の法規制拡大により要求される材料、化学物質の種類や量を正しく把握するためには、部品や材料の製造に関わる数多くの部品メーカー、材料メーカーからなる複雑なサプライチェーンを通して、自動車に含有される材料、化学物質の種類や量を正しく把握、伝達することが極めて重要である。





## 4.2 自動車における製品含有化学物質管理の基本

自動車における製品含有化学物質管理の基本は、自動車を構成する材料、部品の設計・開発、調達、製造、納入に関わる各組織が各段階における製品含有化学物質の管理基準(各国の化学物質法規制や GADSL、納入先規格や要求事項に基づく禁止化学物質の不使用、管理対象化学物質の使用状況の把握)を明確にし、その基準に沿った適切な管理が行われることを確認することである。そのような管理がサプライチェーンを構成する各企業及びサプライチェーン全体で適切に実践され、製品含有化学物質情報が川上企業から川下企業に確実に伝達されることが重要である。

上述の管理業務に関し、図 4.2 は企業を取り巻く製品含有化学物質管理の全体像を、また図 4.3 はサプライチェーンにおける製品と化学物質情報の流れを示したものである。

各企業においては、図 4.2 に示される全体像の中での各社内の体制、川上側企業(仕入れ先)及び川下側企業(納入先)との繋がり、又図 4.3 における製品の流れにおいて自社の取り扱う製品とその流れを各社経営・マネジメント層とともに正しく理解することが重要である。

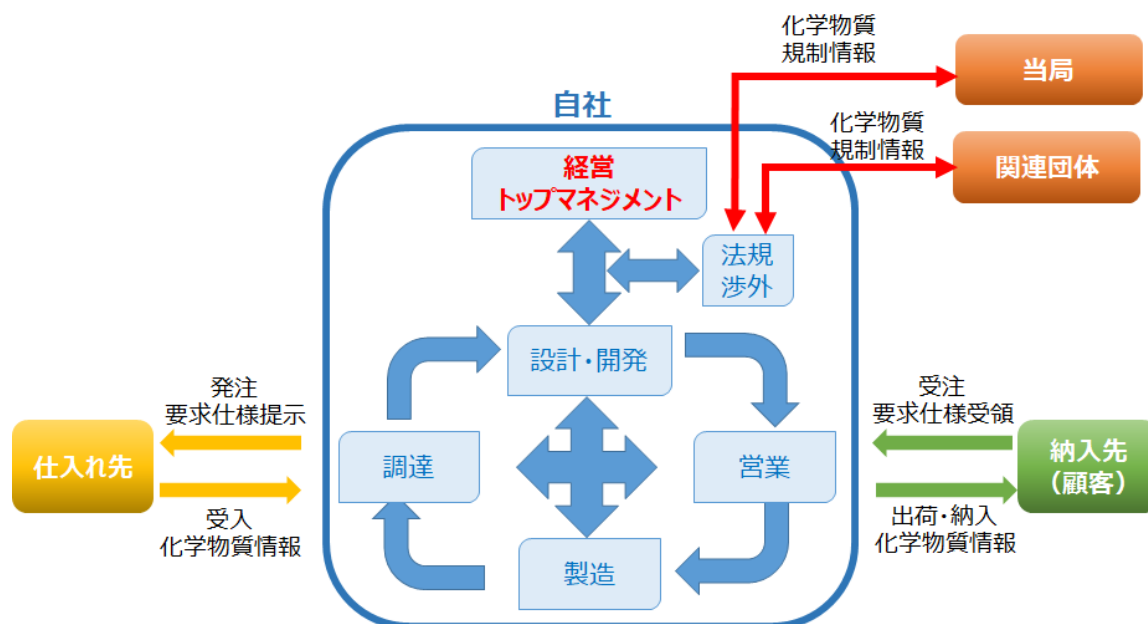


図 4.2 企業を取り巻く製品含有化学物質管理の全体像



図 4.3 サプライチェーンにおける製品の流れ

製品含有化学物質は、科学的・合理的に管理されることが重要である。例えば、化学品から成形品への変換工程においては、揮発、硬化、析出、熔融などの現象によって、新たな成形品が生み出されるが、その過程において製品含有化学物質が、製造工程に投入された原料となる化学品、製造工程及び製造管理条件などによってどのような状況にあるかを科学的に理解し、実施可能な合理的な方法で管理され、それらに基づいて製品含有化学物質情報が把握及び整備されることが必要となる。

製品含有化学物質に関わるコンプライアンスは、製品含有化学物質に起因する人及び環境への影響を回避するだけでなく、事業の継続性維持の観点からも重要な課題となっている。製品含有化学物質管理基準への不適合によって、直接のビジネスに影響するだけでなく、完成品の一部として出荷された場合には、その販売中止、市場からの回収などの影響が生じる可能性もある。製品含有化学物質管理基準を基礎付ける法規制などの内容を正しく理解し、組織の重要な課題として認識し、製品含有化学物質管理の活動に取り組むことが必要である。

組織において製造を行わない、また直接製品を取り扱うことのない商社も、製品含有化学物質を適切に把握し、サプライチェーンにおいて情報伝達することが製品含有化学物質管理の基本である。製品含有化学物質情報の入手、情報の提供、組織内での取扱い及び納入の管理など、ビジネス形態に即した取組みが必要である。

### 4.3 自動車における製品含有化学物質管理のリスク及び機会への取組み

「3.用語及び定義」で示すように、リスクは、「目的に対する不確かさの影響」であり、不確かさとは、事象、その結果又はその起こりやすさに関する、情報、理解又は知識に、たとえ部分的にでも不備

がある状態をいう。影響とは、期待されていることから、望ましい方向又は望ましくない方向にかい(乖)離することを表し、製品含有化学物質管理の有効性に影響をもたらす概念を示すものである。機会は、組織の目的を達成するための取組みに都合の良い時機で、場合によっては、組織に望ましい影響をもたらすものであり、リスクの反対の概念ではない。

自動車の製品含有化学物質管理におけるリスクとして、法規制により製品含有が禁止されている化学物質を納入先(顧客)向けの製品に含有したまま納入した場合、人が触れることによる健康被害や、廃車処理時の焼却による過去のダイオキシン発生の様な健康被害、埋立処理後の土壌・地下水汚染により、人や動植物への直接・間接的影響、更には人体への蓄積による回復困難な健康被害を生じる可能性がある。状況によっては、製品回収、損害賠償、取引停止などのビジネスへの影響が生じる可能性もある。

また、自動車に使用する部品や材料は、ある特定の車種に限らず、複数の車種、または複数の自動車メーカーをまたがり共通で使用されているケースも多く、法規等により製品含有が禁止されている化学物質を含有したまま自動車が出荷された場合、法規違反に伴うリコールや罰金、販売停止など経営に大きな影響を及ぼす場合もある。ある一部のサプライチェーンにおける不適合の発生が自動車業界全体のサプライチェーンに影響を及ぼす可能性があることも十分に認識する必要がある。

自動車における製品含有化学物質管理の機会としては、例えば、新製品の研究開発、生産設備、情報システムなどの新設・更新、新規の部品の採用、製品含有化学物質に関係する法規制の変更への対応などがあげられる。これらをいかして製品含有化学物質管理に取り組むことで、組織の顧客からの評価を高め、製品含有化学物質規制に対応した製品を開発し、効率よく生産し続けることを可能にするような、望ましい状況を生じることがある。機会への取組みには、関連するリスクを考慮することも含まれ得る。

合わせて、このような取組みは、企業として、取扱い製品のブランド価値向上に加え、近年企業の価値の評価指標にもなり、多くの企業でも検討が進められている ESG(環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance))に対する取組みの一つとしても企業自身の価値拡大にもつながるものであり、企業経営上その重要性は高まっていることも理解しておく必要がある。

また、4.1 項で触れた SDGs に向けては、17 の目標の内

- 3 全ての人に健康と福祉へ
- 6 安全な水とトイレを世界に
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 12 つくる責任、つかう責任
- 14 海の豊かさを守ろう

の5項目に対して貢献しうるものと考えられている。

#### **4.4 リスクに基づいた自動車における製品含有化学物質管理**

自動車業界のサプライチェーンを構成する組織の製品及び業態は多種多様で、更にグローバルに展開されているため、製品含有化学物質管理上のリスクの発生要因も様々なものが考えられる。各企業における製品含有化学物質管理の主管部署は、自社内の各担当部署(設計・開発、調

達、製造、物流等)の専門知識を生かしながら、製品含有化学物質管理上のリスクを特定し、分析、評価して課題を明らかにし、適切な対策を講じリスクを防止または低減し、自社の製品含有化学物質管理を実践する。また、組織によっては、自社のみならず、国内外の子会社、関連会社及びサプライチェーン全体における製品含有化学物質管理への対応も必要となる場合がある。

製品含有化学物質管理上のリスクの発生要因として、化学物質に関わる法規制及び顧客における製品含有化学物質管理基準の変更がある。自動車業界における例としては、自動車リサイクル法の改正(規制される4種の重金属の使用免除期限切れなど)、GADSL や各納入先(顧客)の製品含有化学物質に関わる基準の改訂等が挙げられる。その他のリスク発生要因として、外部から提供を受ける製品及び自組織内の製造、出荷等の各工程における製品含有化学物質の変化、誤使用、汚染などがある。

発生した際の問題の大きさと、その発生率を考慮し、業態に応じて、自らの工程の中から、重点的、優先的に、管理すべき事項を特定し、適切かつ効率的な管理を実践することが重要である。重点的に管理を行うべき事項を特定するための参考手順を以下に示す。

- (1) 化学物質との関わりと製品含有化学物質管理上のリスクの確認
  - 使用する化学品、部品、副資材等を確認する
  - 製造に用いる設備、治工具などを確認する
- (2) 重点的な管理を行う事項の特定
  - 製品含有化学物質管理上のリスクを考慮して、重点的に管理を行う事項を特定する
  - 重点的な管理とそれ以外の一般の管理における管理レベル(具体的な対応)を定める

#### 4.5 自動車における製品含有化学物質管理の実施内容とポイント

自動車における製品含有化学物質を管理する上では、自社が自動車製造のサプライチェーンのどの位置にいるかを正しく理解し、完成品である自動車における製品含有化学物質管理を前提に、自社における設計・開発、購入・受入、製造、出荷の各工程での製品含有化学物質管理の仕組みを構築すること、更には自社製品に対する化学物質情報の管理と伝達を正しく実施することが必要である。(図 4.4)

各工程において具体的に管理を行うべき重点実施事項に関しては「5. 自動車における適切な製品含有化学物質管理のための実施項目」で触れるが、ここでは管理業務の全体の流れと主要な実施事項について記載する。

各企業・組織においては図 4.2 に示される企業を取り巻く製品含有化学物質管理の全体像及び図 4.5 の自動車におけるサプライチェーン全体の製造工程に基づき自社・組織の位置づけと、これ

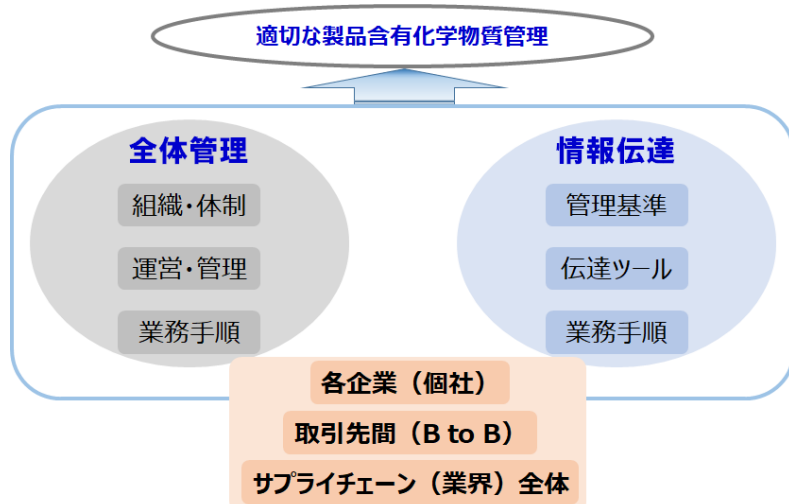


図 4.4 適切な化学物質管理

らの中での責務を正しく理解し、その責務を果たすための組織、仕組みの構築を行う。

更に自動車におけるサプライチェーンを通じ、製品含有化学物質管理を正しく行うには、図 4.6 に示されるきわめて複雑な化学品・材料製造と成形品製造の流れを理解し、各プロセス間でやり取りする製品含有化学物質の「情報伝達」を適切に行うことが、製品含有化学物質管理を行う重要なポイントである。

化学品の情報伝達手段として SDS がある。化学品の使用者に対しては、SDS に書かれている化学物質の危険有害性情報を元に化学物質等を適正に使用、管理、その人体や環境への有害性、危険性について認識した上で、適切かつ安全に取り扱うことができる。ただし SDS は、日本では日本の毒物及び劇物取締法および施行令で指定されている毒物や劇物の全て、労働安全衛生法で指定された名称公表化学物質等、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法、PRTR 法、化管法とも呼ばれる)に基づく情報伝達であり、本ガイドラインで記載する製品含有化学物質管理が対象とする物質情報を網羅できていないことから、SDS のみで製品含有化学物質情報を伝達できないことがあることに留意する必要がある。

図 4.5 及び図 4.6 で示されるサプライチェーンにおける化学物質の情報伝達の流れにおいては、川上から川中企業における化学物質及び材料に関わる情報伝達が極めて重要である。これらの企業においては「自動車用途に限定した製品」としての製造、販売ではない製品も存在し、それらのケースにおいては、IMDS、JAPIA シートといった自動車業界専用の情報伝達ツールの必要性が認識されていないケースもあり、個々の取引形態に応じた対応が必要になってくる。

更には、表 4.2 に化学品から成形品に変換される過程でその組成が変化する成形品および組成が変化しない成形品の事例を示す。変換工程にともない、組成が変化する成形品を製造する企業は、成形品中の製品含有化学物質情報を把握し、伝達することが重要である。

自動車製造における製品含有化学物質管理としては、自社が自動車製造のサプライチェーンのどの位置にいるか、またその生産品目の製造工程を正確に把握し、変換工程における化学変化、物理変化をデータや科学的な情報を基に正しくとらえ、成形品の情報伝達ツールである IMDS、JAPIA シートを作成することが重要なポイントとなる。

変換工程のとらえ方、考え方については、JAMP が発行する、「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス 変換工程 [化学品を成形品に変換する工程共通]」に詳しく記述されているので参照することができる。

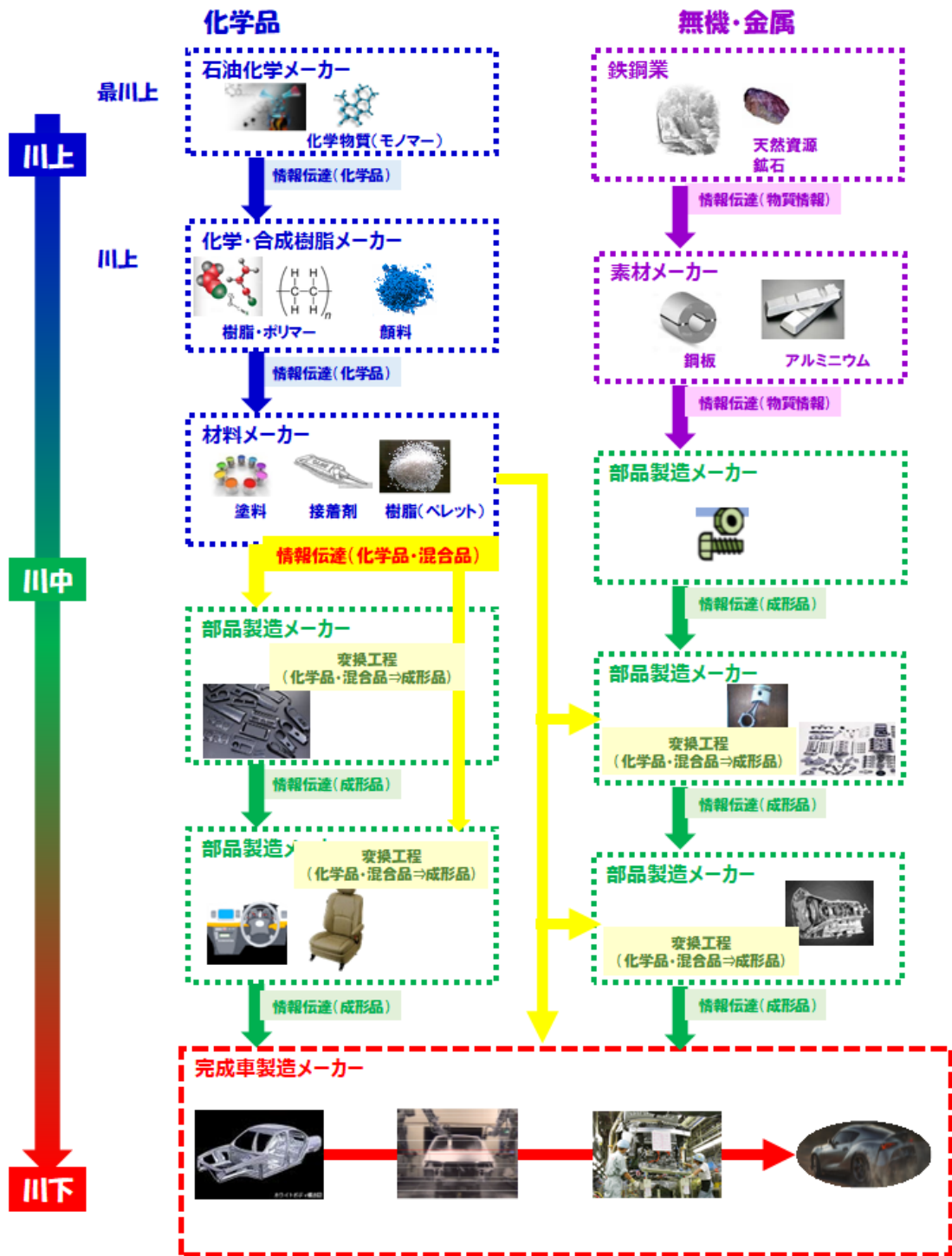


図 4.5 自動車製造サプライチェーンにおける化学物質情報伝達(川上⇒川下)



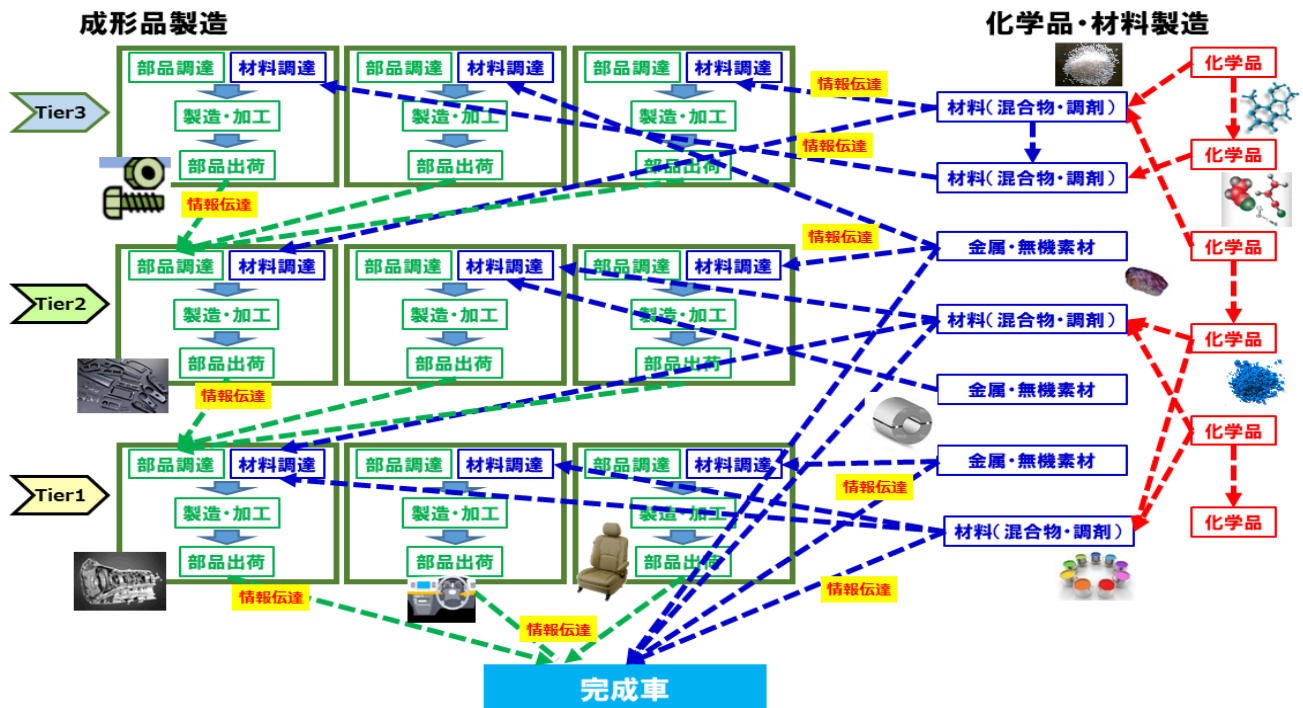


図 4.6 自動車製造サプライチェーンにおける化学物質情報伝達(化学品⇒成形品)

表 4.2 変換工程により組成が変わる成形品、変わらない成形品の事例

変換工程によって材料組成が変わる主な事例(表面処理、塗装、接着剤、熱硬化樹脂)

変換工程	使用(変換工程に投入)する化学品(化学物質・混合物)	工程の対象(成形品)	変換工程により得られる新たな成形品	発生する現象 変換工程で起こっていること
ゴム部品の製造・成形	ゴム・架橋剤	—	ゴム部品	加硫(金型で加熱と加圧)
メッキ	メッキ液	金属部品 プラスチック部品	左記部品を母材とするメッキ部品	電気化学反応による金属膜の形成
化成処理	化成処理液	金属部品 車体	左記への化成処理 皮膜製品 ・クロメート ・リン酸塩 ・アルカリ黒色皮膜 など	酸化、還元、置換、析出
塗装	塗料	金属部品 プラスチック部品 車体	塗装済み部品 塗装済み車体	溶剤の揮発 塗料樹脂成分の硬化
接着	接着剤	金属部品 プラスチック部品 車体	接合部品 車体	溶剤の揮発 接着剤樹脂成分の硬化

プラスチック部品製造・成形	1. ポリオール、(ジ)イソシアネート、発泡剤 2. 不飽和ポリエステル、エポキシ、強化剤(長繊維)	1. ウレタンフォーム成形 2. FRP 成形部品	1. (発泡)ポリウレタンフォーム部品 2. FRP 部品	1. 化学反応(重合)、硬化 2. 樹脂成分の硬化
---------------	---	------------------------------	----------------------------------	------------------------------

#### 変換工程によって材料組成が変わらない主な事例(金属、熱可塑性樹脂)

変換工程	使用(変換工程に投入)する化学品(化学物質・混合物)	工程の対象(成形品)	変換工程により得られる新たな成形品	発生する現象 変換工程で起きていること
金属部品 プレス成型 鋳造 鍛造	鋼板(鉄、アルミ) 鋳鉄、鋳造アルミ合金 特殊鋼、鍛造アルミ合金	—	プレス部品 鋳造部品 鍛造部品	塑性変形 溶融凝固 塑性変形
金属、樹脂の 切削加工	金属部品、樹脂材料	—	切削加工金属部品、樹脂部品	—
熱可塑性樹脂の 射出成形	熱可塑性樹脂のペレット PP、PE、PVC、ABS、PS、PA、PC など	—	樹脂部品	樹脂の溶融と硬化(凝固)

#### 4.6 自動車における製品含有化学物質情報の整備

自動車のサプライチェーンを構成する各企業は、図 4.7 に示されるように自社内の設計・開発、調達、製造、納入の各段階において製品含有化学物質情報を管理することを前提として、各段階で合理的な情報に基づいて製品含有化学物質情報を整備し、川下の納入先(顧客)に提供する必要がある。

なお、自動車完成車メーカーなどの川下企業は、仕入れ先に対し、最終製品の販売地域、用途等に応じた法規制情報などに基づく、納入製品への要求基準を明確化し、正しく伝達する必要がある。

製品含有化学物質情報は、仕入れ先から入手する購入部品の製品含有化学物質情報、および自社の製造工程に関する科学的な知見や製造情報に基づいて、各社によって整備されるものである。自動車のサプライチェーンの川中に位置する企業の場合は、納入する製品である成形品の製品含有化学物質情報を整備する必要がある。特に 4.5 項に示した化学品から成形品への変換工程を持つ企業は、その製造段階において組成や濃度が変化する場合があるので、特に注意が必要である。

なお、REACH 規則の 33 条対応では、完成車メーカーとしての情報開示、情報提供も義務付けられており、また 4.1 項でも記載したように 2021 年 1 月からは欧州化学品庁(ECHA)による製品含有懸念物質(SCIP)の登録義務が開始され、各企業においては従来以上に精度の高いデータ作成及び管理が必要となってきている。





#### (1) 新型車開発の場合

新型車の型式認証、各国の化学物質法規制適合確認として、試作・量産(各自動車メーカーの指示による)のタイミングで、IMDS データ提出を完成車メーカーから仕入れ先に依頼する。IMDS データ提出納期については、サプライチェーンにおける情報伝達に必要なリードタイムを十分考慮し、完成車メーカー、仕入れ先間で協議の上、設定する。

#### (2) 部品仕様、材料仕様変更の場合

自社製品を構成する部品の重量または構成材料に変更があった場合、納入先に 4M(人(man)、機械(machine)、方法(method)、材料(material))変更申請を行うとともに、IMDS データの更新ないし JAPIA シートを速やかに提出する。

#### (3) 法規制変更、GADSL 改訂の場合

法規制変更や GADSL 改訂が発生した場合、IMDS データの更新ないし JAPIA シートのデータを確認し、必要に応じ提出済み情報の修正及び再提出を行う。

### **4.8 企業秘密への配慮**

国内外の法規制対応に必要な製品含有化学物質情報は開示しなければならないが、企業の競争力を維持するためには企業機密の確保も重要である。特に製品としての化学品、または成形品中の製品含有化学物質の情報を開示することは、これらの製品の仕入れ先(供給者)にとっては、ビジネス上、重要な問題につながる懸念がある。

自動車における企業機密確保のための合意事項としては、IMDS の運用ルールとして、非開示が認められる範囲は法規制対象外の物質に限り、機密扱い物質、高機密扱い物質の合計が材料の 10%を超えない範囲で認められる。

また、IMDS、および JAPIA シートの情報伝達される情報自体もサプライチェーンにおける各仕入れ先のノウハウが入った機密情報であることを十分認識し、その情報の取り扱いには十分に留意する必要がある。

### **4.9 自律的な管理が困難な組織への支援**

サプライチェーンを通じて製造される一つの製品が製品含有化学物質に関わる法規制などの遵守を達成するためには、そのサプライチェーンに関わる全ての組織において製品含有化学物質管理が適切に行われることが重要となる。

しかし実際には、データ管理や化学反応などの製品含有化学物質の自律的な管理が困難な組織が多く存在し、特に製品含有化学物質情報伝達の要となるべき川中企業において、その傾向が強いのが実状である。

従って、サプライチェーンに関わる全ての組織が本ガイドラインの示す製品含有化学物質管理の要件を理解し、適切な管理を実践するための支援を、川下側・川上側の組織が実施していくことも非常に重要となる。

## **5. 自動車における適切な製品含有化学物質管理のための実施項目**

《5章は【附属書A:自己診断シート】の「チェック入力フォーム」に関わる内容です》

自動車のサプライチェーンを構成する各企業における適切な製品含有化学物質管理のために具体的な実施項目を5.1から5.6に示す。

また【点検項目】として記載された内容は、各企業・組織における製品含有化学物質に関わるマネジメントの状況に対する自己診断、更には取引先(仕入れ先または納入先(顧客))との2社間での評価・確認にも活用でき、実際の評価は【附属書A:自己診断シート】を用いて点検できる。

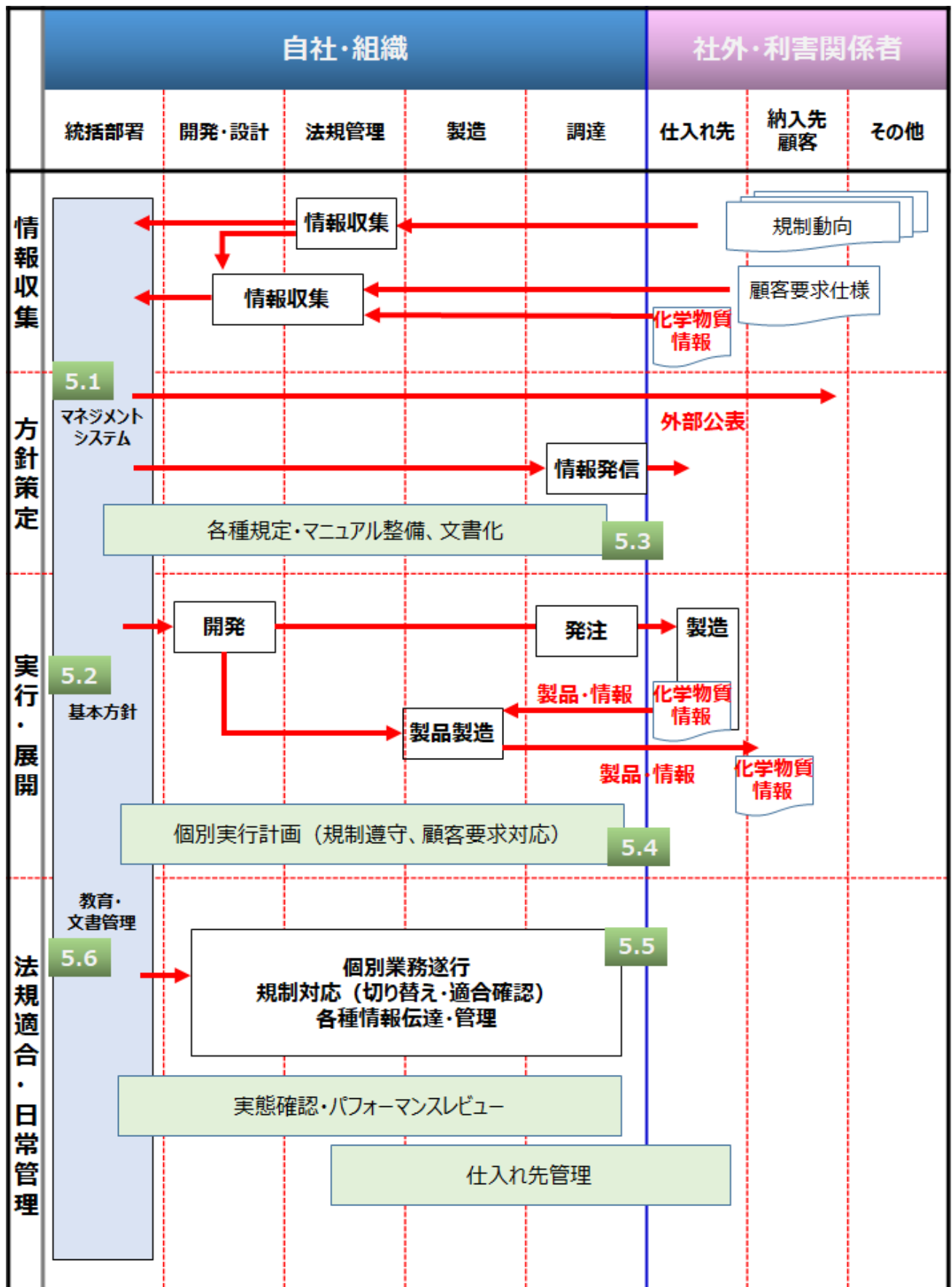


図 5.1 製品含有化学物質管理のための実施項目例

## 5.1 組織の状態とマネジメントシステム

### 5.1.0 組織の状態

#### (1) 組織及びその状況の理解 【設問対象外】

組織は、組織の目的に関連し、かつ、その製品含有化学物質管理の意図した結果を達成する組織の能力に影響を与えるため、組織の外部及び内部の課題を明確にする。

#### 【注記】

課題とは、製品含有化学物質管理に取り組む組織に影響を与える可能性のある変化している周囲の状況であり、その例には、次のような事項がある。

- a) 外部の課題としては、製品含有化学物質に関わる国内外の法規制・技術・経済の各状況、外部の利害関係者の認知・価値観など。
- b) 内部の課題としては、統治・組織体制、製品、能力（製品含有化学物質管理に携わる者、知識、プロセス）などの、組織の特性又は状況であり、設計・開発、購買、製造及び引渡しに関わる全ての部署が製品含有化学物質管理を求められていることを認識することが重要である。

#### (2) 利害関係者のニーズ及び期待の理解 【設問対象外】

組織は、利害関係者のニーズ及び期待を理解するために、次の事項を明確にする。

- a) 製品含有化学物質管理に密接に関連する利害関係者
- b) それらの利害関係者の製品含有化学物質管理に密接に関連する要求事項

#### 【注記】

製品含有化学物質管理に関連する外部の利害関係者の例として、顧客、仕入れ先、社外委託先、行政などが挙げられる。

#### (3) 製品含有化学物質管理の適用範囲の決定 【設問対象外】

組織は、製品含有化学物質管理の適用範囲に関し、次の事項を考慮の上、適切な適用範囲を決定する。

- a) 5.1.0(1)に規定する組織の外部及び内部の課題
- b) 5.1.0(2)に規定する利害関係者の要求事項
- c) 組織の化学物質との関わり
- d) 組織が扱う外部から提供される製品及び外部に納入する製品

#### 【注記】

製品含有化学物質管理基準の適用範囲の決定には以下の項目を考慮すること。

- a) 規定を適用する製品(社外からの購入、支給品、社外へ納入、支給する製品)
- b) 納入先(顧客)の要求事項
- c) 社内関係部署の要求事項
- d) 社内組織が扱ういかなる製品については、製品を構成しなくても汚染の原因となる可能性のある

以下のような製品も含まれ、汚染の対象となる

- ・間接的な包装資材（例えば、部品の包装材、保護材など）
- ・副資材（例えば、グリスや離型剤など）
- ・治工具

### 5.1.1 マネジメントシステム

#### (1) マネジメントシステムの取得

製品含有化学物質管理を行う組織は、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Act)を継続的に実施するマネジメントシステムを持ち、かつ、第三者による審査を受けて認証を取得することが重要であり、その代表的なものとしては、環境の ISO14001(もしくは簡易 EMS)、または品質の ISO9001 がある。

自動車における製品含有化学物質管理においても、これらのマネジメントシステムの体系・ツールに沿った業務を遂行、更には内部監査と外部審査を受審、そのマネジメントシステムを維持管理する。

#### **【点検項目:5.1.1.1 マネジメントシステム(ISO14001 の取得 もしくは その他環境関連規格(簡易 EMS))の取得と実態】**

各企業・組織はこれらのマネジメントシステムを取得し、取得した基準に基づく対応を実施していること。

その際、マネジメントシステムの維持管理のために、内部監査と外部監査を定期的に実施していることが望ましい。

#### **【注記】**

- (1) ISO14001 は、環境マネジメントシステムの枠組を定めた規格である。自動車及び自動車用部品・材料に関わる製品含有化学物質管理においても、マネジメントシステムの基本として有用なものである。一方、品質保証の活動という観点から、品質管理の一環として ISO9001 で実施する場合もある。
- (2) 本ガイドラインでは、製品含有化学物質のマネジメントシステム維持管理状況に注視し、特に設計・開発、調達・受け入れ、製造、検査、納入（引き渡し）の工程について、内部監査が定期的に行われ、外部審査の受審対象になっていることが重要である。

## 5.2 基本方針・管理体制

### 5.2.1 製品含有化学物質管理に関する基本方針

組織は経営者または製品含有化学物質管理を統括する組織のトップマネジメントにより承認された製品含有化学物質管理に関する基本方針を定める。その方針は社内に展開され、社内関係者に理解され、利害関係者が入手可能な状態にする。

**【点検項目:5.2.1.1 製品含有化学物質管理に関する方針の有無とその社内(組織内)、社外への展開状況】**

会社(組織)における製品含有化学物質管理体制が記載された規定があり、業務が実施されていること。

更には、その方針は定期的に見直し及び更新が行われ、その内容が社内(組織内)だけでなく社外にも公表されていることが望ましい。

**【注記】**

- (1) 方針には、法規制の遵守、GADSL等業界基準、及び納入先(顧客)の要求事項への対応などが盛り込まれることが重要である。
- (2) 方針の社内(組織内)展開の方法としては、関係者を集めて方針説明及び教育、イントラネット等、情報共有システムに掲載するなどの方法がある。
- (3) 方針を利害関係者が入手する方法としては、各社にて発行される環境報告書、CSR報告書等への記載、個別に社外関係者を集めて方針を説明する、また各企業のホームページ等に掲載し、広く公表するなどがある。

## 5.2.2 製品含有化学物質管理体制

基本方針に基づく製品含有化学物質管理業務を確実に遂行出来るよう、関連する役割に対して、責任及び権限を明確にした体制を確立する。

**【点検項目:5.2.2.1 組織における製品含有化学物質管理体制の有無とその実態】**

会社(組織)における製品含有化学物質管理体制が記載された規定があり、業務が実施されていること。

更には、最新状態の規定に基づいた社内関連業務の管理、運営の実態を評価、確認する仕組みがあり、実行されている(上位報告体、社内監査など)ことが望ましい。

**【注記】**

- (1) 管理・運営体制に関しては、有効かつ確実な製品含有化学物質管理のため、必要な業務に関し、責任部署と役割とそれらが記載された体制図が、経営者またはトップマネジメントにより承認され、社内(組織内)に展開されていること。
- (2) 製品含有化学物質管理体制のトップマネジメントは、一連の業務の管理・運営の実態に対する評価と改善を図れるよう、定期的に報告させ、製品含有化学物質管理を確実に実行すること。

## 5.2.3 国内子会社、海外子会社、社外委託先に対するガバナンス

各企業において、国内子会社または海外子会社がある場合、適切な製品含有化学物質管理のために、親会社として国内子会社または海外子会社に対するガバナンス及び管理体制を確立、その管理・運営体制に関する規定を整備する。また各企業において社外委託先が

ある場合、適切な製品含有化学物質管理のために、社外委託先に対し、管理・運営体制も含めた規定が存在し、その規定に基づき一連の業務を遂行する。

**【点検項目:5.2.3.1 国内子会社、海外子会社、社外委託先に対するガバナンス及び管理体制の確立とその実態】**

国内子会社、海外子会社、社外委託先に対する管理体制を記載した規定があり、業務が実施されていること。

更には、最新状態の規定に基づいた社内関連業務の管理、運営の実態を評価、確認する仕組みがあり、評価・確認されていることが望ましい。

**【注記】**

- (1) 製品含有化学物質管理における国内子会社または海外子会社への適切なガバナンスとしては、国内子会社または海外子会社、社外委託先に対し透明性の確立と説明責任を求めること、経営者またはトップマネジメントの理解を得ることでガバナンスを確立すること、環境マネジメントの管理体制を確認することなどが重要である。
- (2) 実態の評価にあたっては、国内子会社または海外子会社に対して定期的に、かつ適切に運用管理されていることを確認することが重要である。

**5.3 製品含有化学物質管理の遂行**

前項 (5.2 項) に記載の「基本方針」「管理体制」に基づく、製品含有化学物質管理業務の遂行に向けては、自社（組織）の事業形態、製品に応じた「管理基準」及び「管理規定」を整備することが重要である。

本項では、「製品含有化学物質管理基準」、「製品含有化学物質管理方法・規定」について、その重要性、内容を記載する。

**5.3.1 製品含有化学物質管理基準**

自社（組織）の製品（部品、材料）に対して管理する製品含有化学物質の種類及び管理レベル（閾値）の基準（製品含有化学物質管理基準）を作成・整備し、製品含有化学物質管理業務に適用する。

**【点検項目:5.3.1.1 製品含有化学物質管理基準(自社製品が守るべき法規や規制及び管理すべき物質や管理方法)の有無】**

会社（組織）で合意された基準があり、社内（組織内）展開、社外への公表が行われていること。

更には、社内外の全ての関係先が最新版の基準に準じた対応ができていないことを確認できていることが望ましい。



**【注記】**

- (1) 製品含有化学物質管理基準の策定に当たっては以下項目に留意すること。
  - a) 製品含有化学物質に関係する法規制及び業界基準に基づいて定める基準であり、最新の情報を維持、管理することが重要である。
  - b) 製品分野、仕向け先などに応じて、複数規定されることもある。
  - c) 納入先(顧客)の要求事項に関しては、5.3.4 顧客の製品含有化学物質管理に関する仕組みを参照のこと。
- (2) 受託生産の場合でも、遵守すべき法規制を把握し、受託生産を受けた組織が製品含有化学物質管理基準を明確にすることが重要である。
- (3) 管理基準は社内で規定される頻度で定期的に見直しされ、見直しの履歴が正確に残されること、また法規や納入先(顧客)要求の変更等に応じ、定期見直し以外の適切な見直しが重要である。

### 5.3.2 確実な製品含有化学物質管理業務遂行の為の役割分担及び業務手順の規定

自社(組織)の製品含有化学物質管理業務の適切な遂行のため、5.2.2項で文書化された体制に基づく役割分担、業務規定又は業務手順を規定し、それらに基づき業務を遂行する。

**【点検項目:5.3.2.1 製品含有化学物質管理業務遂行の為の役割分担・業務手順を記載した規定とその実態】**

5.2.2項の体制に基づく担当部署の役割分担及び業務手順が記載された規定と、製品含有化学物質管理体制に基づいた業務遂行状況を確認する会議体があること。

更には、規定と業務遂行状況を確認する会議体があり、定期的に会議体を開催し、運営の実態を評価、確認する仕組みがあり、評価・確認されていることが望ましい。

**【注記】**

- (1) 社内(組織内)体制においては以下項目を明確にすることが重要である。
  - a) 総責任者
  - b) 社内(組織内)業務の主管部署
  - c) 製品含有化学物質管理に関わる社内各部署の役割
  - d) 自社(組織内)の外部及び内部の課題の明確化
- (2) 管理方法は、管理基準に基づく管理業務の業務手順書、運用ルール、マニュアルなどを意味する。
- (3) 管理方法及び業務手順書策定に際しては以下項目に留意することが重要である。
  - a) 設計・開発、調達、製造、および納入の各段階で入手するインプット(資源及び情報)と期待されるアウトプット(情報を含む成果物)の明確化
  - b) 納入時のアウトプットのひとつは、IMDS または JAPIA シートによる納入先(顧客)への製品含有化学物質情報の伝達
- (4) 管理方法の明確化に際しては、以下項目につき留意することが重要である。
  - a) 仕入れ先に示す情報、製品含有化学物質情報の入手方法、データ形式(IMDS、JAPIA シート、SDS

等)、頻度などについて考慮すること

- b) 法規制や納入先(顧客)の要求による管理対象化学物質が、自社製品に含有される可能性がないことを科学的根拠(化学分析データ等)に基づいて判断している場合は、それらの結果を文書化した情報として保持すること

### 5.3.3 目標及び実施計画

製品含有化学物質管理に関する目標及び目標達成に向けた実施計画が存在し、その実施計画に基づき関連業務を遂行する。

#### **【点検項目:5.3.3.1 目標および目標達成のための実施計画の有無と計画に基づく業務遂行状況】**

製品含有化学物質管理主管部署により策定、組織のトップマネジメントにより承認された目標と実施計画があり、実行されていること。

更には、目標、目標達成に向けた実施計画、業務遂行状況が管理され、上位への報告、承認がなされていることが望ましい。

### 5.3.4 顧客の製品含有化学物質管理に関する仕組み

納入先(顧客)とのコミュニケーションは、納入先(顧客)からの各種情報を自社(組織内)業務に確実に取り込み、納入先(顧客)の要求を満足する対応を行うために重要である。その為、納入先(顧客)とのコミュニケーションの維持、入手情報の活用方法などに関する業務手順、ルール等を作成し、それらに基づき業務を遂行する。

#### **【点検項目:5.3.4.1 製品含有化学物質管理に係る各種業務(IMDS、管理基準、各種調査等)の自社の窓口部署、担当者情報の維持管理及び顧客への伝達の状況】**

納入先(顧客)との円滑なコミュニケーションのため自社の窓口部署、担当者情報の顧客への伝達に関する規定があり、顧客に伝達できていること。

更には、規定に基づき自社の窓口部署、担当者情報を伝達し、伝達状況を管理できていることが望ましい。

#### **【点検項目:5.3.4.2 顧客の製品含有化学物質管理規定への対応状況】**

顧客の製品含有化学物質管理規定は個別に対応し、必要に応じて社内の製品含有化学物質管理に関する規定または基準に反映していること。

更には、顧客の製品含有化学物質管理規定を、社内の製品含有化学物質管理に関する規定または基準へ反映し、適合しているか確認できていることが望ましい

#### **【注記】**

(1) 納入先(顧客)情報としては以下のものが挙げられる。

納入先(顧客)の方針、管理基準・管理方法、対応法規など。

(2) 入手した納入先(顧客)情報は、社内情報へ反映し、見直しを行うことが重要。社内方針への反映は1回/年の頻度で行い、更には社内方針への反映までの期間の必要な措置を実施する。

## 5.4 製品含有化学物質管理業務の運営

適切な製品含有化学物質管理及びその運営を行うため、自社(組織内)の事業形態、製品に応じた適切な対応を行う。

なお、5.2項、5.3項で記載された「製品含有化学物質管理基本方針」、「製品含有化学物質管理基準」及び「製品含有化学物質管理方法・規定」では、対象となる組織(及び基準に基づくガバナンスを適用する関連会社)全体に関わる実施事項を記載しているが、本項では各社の製品含有化学物質管理に関わる業務プロセスの各ステップでの管理規定、運用状況に関わる事項をより具体的に記載している。

なお、以下各項目に記載される業務、機能がない組織、対象外の製品の場合には、対象となる事項に関わる記載事項を実施する必要は無いものとする。

### 5.4.1 設計・開発における製品含有化学物質管理

組織(及び規定を適用する関連会社)の設計・開発段階において、当該業務の責任部署及び組織の製品含有化学物質管理主管部署は製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、自社の製品及び業態に応じて、調達、製造、出荷の各段階における適切な製品含有化学物質管理のための業務手順・規定を明確化、文書化した情報として利用可能な状態にし、関連業務の遂行及び関連規定類の維持・管理を行う。

具体的には、5.3項「製品含有化学物質管理基準」及び「製品含有化学物質管理方法・規定」において、設計・開発段階における適切な管理のために実施すべき事項、基準及び手順を規定、あるいはそれらの規定に準じたマニュアル等を作成し、それらの規定に基づく業務を遂行する。

後述の5.4.3.2項「変換工程」を伴う製品(部品、材料)が対象となる場合は、「変換工程」後の製品状態での製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるようにその管理基準を明確にする。

#### **【点検項目:5.4.1.1 業務管理規定の有無と規定に基づく業務遂行・管理状況】**

設計・開発段階における製品含有化学物質管理のための規定があり、規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、最新状態の規定に基づいて業務が漏れなく実施され、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

#### **【注記】**

<設計・開発における共通的な管理>

(1) 「設計・開発段階」とは、設計開発部署などにおける業務だけでなく、生産開始までに関連部署で

行われる業務を含む。

- (2) 設計関連の部署に限らず、購買製品を組織で選定している場合などは、「設計機能」を有することになり、この指針の項目に該当することになる。
- (3) 製品含有化学物質管理上のリスクを考慮し、製品が製品含有化学物質管理基準を満たすためには、購入製品の製品含有化学物質及び製造工程内で添加、再生、除去される化学物質を考慮し、設計条件、購入条件、製造工程、製造条件、納入条件などを規定することが重要である。製造条件には、誤使用、汚染の防止及び反応工程における管理を含む。
- (4) 製造する製品に応じて、実験、試作から量産までの過程において、外部から提供される製品の製品含有化学物質情報の入手、確認及び仕入れ先における製品含有化学物質情報の管理状況の確認を、どのような時期、範囲で実施するかなどを規定しておくことが重要である。外部から提供される製品は「支給品」、「指定品」があり、それぞれ次のように認識、正しい管理が重要である。  
支給品：自社が製造する製品に組込むために製品出荷先から供給される部品・材料  
指定品：自社が製造する製品に組込むための部品・材料で製品出荷先から特定される部品・材料
- (5) 設計・開発で明確にした各段階における製品含有化学物質に関わる管理基準は、例えば、仕様書又は図面、製造指示書、または作業指示書、基準書などで示すことができる。
- (6) リサイクル材を使用する場合は、そのリスクを十分に把握したうえで、管理方法を規定し、運用することが重要である。

#### <化学品を用いた成形品製造における設計・開発段階での管理>

- (1) 化学品から成形品を製造する例として、樹脂の成形加工、めっき・塗装、印刷などの表面加工、はんだや接着剤などを用いた接合などが挙げられる。例えば接着する場合、硬化（乾燥）前と硬化（乾燥）後では、硬化（乾燥）反応により含有化学物質の濃度（量）や種類に変化が生じる可能性があることに注意する。
- (2) 化学品から成形品を製造する場合、購入する化学品の製品含有化学物質情報を確認することが重要である。
- (3) 製造工程において、製品含有化学物質の濃度や種類が変化する場合がある場合には、その変化を把握し、その上で、製品としての製品含有化学物質管理基準への適合を確認することが重要である。例えば、焼き付け塗装工程では、塗膜中の低分子量成分が揮発する場合や、硬化性樹脂の硬化成形工程ではモノマー、硬化剤や硬化促進剤が、硬化反応に関与し、硬化樹脂へ結合、組み込み、高分子化などによる化学組成の変化が起こる場合がある。
- (4) 化学品から成形品を製造している組織が化学組成の変化を把握できない場合は、化学品の仕入れ先に問い合わせるなどの対応が重要である。
- (5) 製造された成形品が、化学品を付帯する場合には、化学品に含有される化学物質の情報を確認することが重要である。例えば、冷媒やグリス、潤滑油、防錆油などがある。
- (6) 多くの場合、成形品から新たな成形品を製造する工程と同時に行われるため、同工程の設計・開発における管理に関する注記にも留意する。
- (7) 化学品の製品含有化学物質の情報の確認はIMDS、JAPIAシートなどの自動車分野で共通化された製品含有化学物質情報の伝達手段を使うことが望ましい。SDS単独では情報が不十分な場合がある。

＜成形品を用いた成形品製造における設計・開発段階での管理＞

- (1) 成形品から新たな成形品を製造する例として、部品を組み合わせる場合や、樹脂や金属の「化学品から初めて成形品へ変換された部品」に対して、機械的な加工を行う場合などがある。
- (2) 成形品から新たな成形品を製造する場合、購買製品の製品含有化学物質情報を確認し、製品としての製品含有化学物質管理基準への適合を確認することが重要である。
- (3) はんだ、接着剤、塗料、インクなどを使用する場合には、化学品を用いて成形品を製造する工程も同時に行われるので、＜化学品を用いた成形品製造における設計・開発段階での管理＞の記載事項にも留意すること。
- (4) 成形品の製品含有化学物質情報の確認は、IMDS、JAPIA シートなどの自動車分野で共通化された製品含有化学物質情報の伝達手段を使うことが望ましい。

#### 5.4.2 部品・材料の購入、受け入れ時における製品含有化学物質管理

組織（及び規定を適用する関連会社）の部品・材料の購入、受け入れ時において、当該業務の責任部署及び組織の製品含有化学物質管理責任部署は製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、自社の製品及び業態に応じて、適切な製品含有化学物質管理のための業務手順・規定を作成、文書化した情報として利用可能な状態にし、関連業務の遂行及び関連規定類の維持・管理を行う。

具体的には、仕入れ先からの部品・材料の購入、受け入れ工程における製品含有化学物質情報、仕入れ先への作成・提出要請を含む仕入れ先からの情報入手方法及び入手情報の確認結果に対する処置をあらかじめ規定する。

##### (1) 製品含有化学物質情報の仕入れ先からの入手・確認

組織（及び規定を適用する関連会社）の部品・材料の購入、受け入れ時において、当該業務の責任部署及び組織の製品含有化学物質管理責任部署は、製品含有化学物質に関わる管理基準及び管理方法を仕入れ先へ提示、提示した内容に基づき必要な情報が正確に入手できていることを確認する。

#### **【点検項目:5.4.2.1 製品含有化学物質情報の仕入れ先からの入手・確認に関する規定の有無と規定に基づく業務遂行状況】**

規定の中で管理すべき部品・材料について、情報の入手・確認・管理の担当者と方法が文書化され、規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、最新状態の規定に基づいて業務が漏れなく実施され、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

#### **【注記】**

- (1) 受け入れ時における確認の方法を明確にすることが重要である。例えば、判定方法（現品と情報との照合、必要に応じ専門部署での判定など）、判定結果を文書化した情報の作成方法、識別管理方法などがある。

- (2) 入手した情報に対しては、製品含有化学物質管理基準を満たしていることを確認、満足していない場合は仕入れ先に対し、情報の確認、修正、再提出を要請、管理基準に満足した情報を入手することが重要である。
- (3) 仕入れ先より入手した情報は、文書化した情報あるいはデータベースとして保持しなければならない。

## (2) 初品/日常受け入れ時における製品含有化学物質管理

組織（及び規定を適用する関連会社）の部品・材料の購入、受け入れ時において、当該業務の責任部署及び組織の製品含有化学物質管理責任部署は、初品受け入れ及び日常受け入れ時における製品含有化学物質に関わる管理方法・ルールを明確化し、仕入れ先及び組織内の当該業務担当部署へ提示、確実な管理を行う。

### **【点検項目:5.4.2.2 初品/日常受け入れ時における製品含有化学物質管理に関する規定の有無と規定に基づく業務遂行状況】**

仕入れ先からの初品/日常受け入れ時に、規定の中で、仕入れ先からの初品/日常受け入れ時に、製品含有化学物質に関わる管理の仕組みが文書化され、規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、最新状態の規定に基づいて業務が漏れなく実施され、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

#### **【注記】**

- (1) 受け入れ時の確認には、製品含有化学物質管理基準の対象となる化学物質の含有可能性の大小、仕入れ先の製品含有化学物質管理レベル、過去の実績、リサイクル材か否かなどの製品含有化学物質管理上のリスクに応じて、受け入れ時の確認の対象、基準、方法、頻度などを明確にすることが重要である。
- (2) 受け入れ時における確認の対象には外部委託品も含む。
- (3) 複数社購買(マルチソース)の場合、仕入れ先ごとのリスクに応じた確認方法を実施すること。
- (4) 製品含有化学物質管理上のリスクがある場合、製品に使用する(付着も含む)テープ、クッション材、結束材、緩衝材といった梱包資材、副資材(間接材料)なども対象とすること。
- (5) 製品含有化学物質に関わる管理基準に適合した製品を仕入れ先からの受け入れ時には、その発注番号、型番などの照合をすることで受け入れ確認とすることもできる。
- (6) 発注、調達における製品含有化学物質情報の入手及び確認は、自動車メーカーへの提出期限を基に納入先(顧客)と別途決定した期日までに完了すること。

### 5.4.3 自社内の製造工程における製品含有化学物質管理

#### (1) 製造工程における管理基準に関する管理規定

組織（及び規定を適用する関連会社）の自社製品の製造工程において、当該業務の責任部署及び組織の製品含有化学物質管理主管部署は製品含有化学物質管理基準を満たす製品を製造・出荷できるように、自社の製品及び業態に応じて、適切な製品含有化学物質管理のための業務手順・規定を作成、文書化した情報として利用可能な状態にし、関連業務の遂行及び関連規定類の維持・管理を行う。

#### **【点検項目:5.4.3.1 製造工程における管理基準が記載された管理規定の有無と規定に基づく業務遂行状況】**

製造工程における製品含有化学物質管理のための規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、最新状態の規定に基づいて業務が漏れなく実施され、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

#### (2) 自社内の変換工程を伴う製品に関する製品含有化学物質管理

自社（組織）内の製造工程で「変換工程」を伴う製品、特に「化学的变化」を伴う製品に対しては、製造工程における「変換工程の内容、変化」を正しく理解した上で、出荷時の製品として含有する化学物質を正しく管理することが重要である。

具体的には、当該業務の責任部署及び組織の製品含有化学物質管理主管部署は製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、自社の製品及び業態に応じて、調達、製造、出荷の各工程における適切な製品含有化学物質管理のための業務手順・規定を文書化した情報として利用可能な状態にし、関連業務の遂行及び関連規定類の維持・管理を行う。

#### **【点検項目:5.4.3.2 変換工程(酸化反応、還元反応などによる化学物質の組成変化、濃縮、蒸発などによる化学物質の濃度変化が発生する製造工程)を伴う製品に関する管理規定の有無と規定に基づく業務遂行状況】**

変換工程を伴う製品に関する適切な製品含有化学物質管理の規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、最新状態の規定に基づいて業務が漏れなく実施され、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

#### **【注記】**

- (1) 重点的な管理が必要な製造工程を特定すること。例えば、酸化反応、還元反応などによる化学物質の組成変化、濃縮、蒸発などによる化学物質の濃度変化が発生する製造工程を特定、適切な管理を行う。
- (2) 組成変化及び濃度変化によって、製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質が、製造工程に

における製品含有化学物質に関わる管理基準を超えて残留または生成しないように管理することが重要である。

- (3) 化学品から成形品への変化の過程(変換工程)で、化学組成の変化が起こる場合があるため、変化の有無の確認と、変化が発生している場合は、変化後の化学組成を把握することが重要である。例えば、焼き付け塗装では塗膜中の低分子量成分が揮発、硬化性樹脂の硬化成形工程では、モノマー、硬化剤や硬化開始剤が硬化反応に関与し、硬化樹脂へ結合、組み込み、高分子化などが挙げられる。変換工程については、4.5項「自動車における製品含有化学物質管理の実施内容とポイント」及び「表 4.2 変換工程により組成が変わる成形品、変わらない成形品の事例」を参照のこと。
- (4) 各工程において、含有量を監視すべき化学物質を特定し、またその監視方法(測定方法や測定頻度)を決定し、適切な管理を行うこと。

### (3) 製造工程におけるトレーサビリティに関する業務管理規定

自社製品に関わる製品含有化学物質情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達するために製品含有化学物質情報のトレーサビリティ管理のための業務手順、仕組みがあり、それに基づきトレーサビリティ管理を確実に実施する。

#### **【点検項目:5.4.3.3 トレーサビリティに関する業務管理規定の有無と規定に基づく業務遂行状況】**

自社製品に関わる製品含有化学物質管理情報の履歴管理のためのトレーサビリティに関する規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。(例えば、材料・副資材等の購入・使用履歴を記録・保管し、追跡可能な状態にしておく等。)

更には、最新状態の規定に基づいて業務が漏れなく実施され、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

#### **【注記】**

- (1) トレーサビリティ管理においては、不適合発生時に範囲の特定や、変更時の情報提供などを可能とするために以下のような情報が重要である。
- ・個々の製品について構成部材とその製造時期、場所
  - ・その構成部材に含有されていた化学物質、製造した製品に含有されている化学物質情報など
- (2) またこれら保持することが望ましい文書化した情報を関連付け、製品含有化学物質管理上のリスクに応じて把握し、その情報を速やかに利用、開示、伝達できる仕組みを整えることが重要である。

### (4) 工程・材料変更時の管理

自社内製造工程における工程・材料の変更に対し、いかなる理由の場合も製品含有化学物質管理の観点から影響を及ぼす可能性の有無とその内容の把握と適切な処置を行う。

具体的には、それらの変更に対する製品含有化学物質の変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に製品含有化学物質管理基準によるレビューをすること、変更のレビューの結果、変更を正式に許可した責任者及びレビューから生じた処置を記載した文書化した情報を保持することなどが挙げられる。



**【点検項目:5.4.3.4 工程・材料変更、工程異常(誤使用・異物混入含む)に対する管理基準・規定の有無と規定に基づく業務遂行状況】**

工程・材料変更時の規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、最新状態の規定に基づいて業務が漏れなく実施され、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

**【注記】**

- (1) 変更の要素には、仕入れ先の変更、追加、購入製品の変更、部品重量、部品構成の変更、製造工程の変更などが挙げられる。
- (2) 自社内だけでなく仕入れ先、社外委託先など関連するサプライチェーンにおける変更も管理対象とし、仕入れ先、社外委託先における変更も対象にすること。変更に関し、仕入れ先、社外委託先、納入先(顧客)との連絡フローを明確にしておくことが重要である。
- (3) 仕入れ先における変更情報を、事前に確実に入手することが重要である。この際、変更管理の手順について、仕入れ先(二次仕入れ先、三次以降の仕入れ先も含む)へ周知することも重要である。
- (4) 製品含有化学物質管理基準への適合確認は、変更を実施する前に行うこと。
- (5) 納入先(顧客)に対して、変更情報を事前に通知すること、すなわち製品含有化学物質に変更が生じた場合は、更新された製品含有化学物質情報を IMDS、JAPIA シートにより速やかに提出し、製品のロット情報や識別情報を納入先(顧客)に提供することが重要である。
- (6) 一般的に、変更管理の対象には生産の4要素(4M)といわれる人(Man)、機械(Machine)、材料(Material)、方法(Method)の変更が含まれる。測定方法(Measurement)にも配慮する。「表 4.2 変換工程により組成が変わる成形品、変わらない成形品の事例」を参照のこと。

**5.4.4 自社内の出荷工程における製品含有化学物質管理**

**(1) 出荷工程における業務手順と規定**

組織(及び規定を適用する関連会社)の自社製品の出荷工程において、製品の出荷時の品質管理条件と同じ位置づけで、当該業務の責任部署及び組織の製品含有化学物質管理主管部署は製品含有化学物質管理基準を満たす製品を実現できるように、自社の製品及び業態に応じて、適切な製品含有化学物質管理のための業務手順・規定を文書化した情報として利用可能な状態にし、関連業務の遂行及び関連規定類の維持・管理を行う。

**【点検項目:5.4.4.1 出荷工程における業務手順・規定の有無と規定に基づく業務遂行状況】**

出荷基準に反映された、出荷工程における製品含有化学物質管理の規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

また、最新状態の規定に基づいて業務が漏れなく実施され、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

#### 【注記】

- (1) 製造工程中において、あらかじめ規定した確認事項がすべて実施されたことを確認することが重要である。出荷時の確認事項の例として、以下の事項が挙げられる。
  - a) 受け入れ時に確認された購入製品を使用して製造されている
  - b) 各段階における製品含有化学物質に関わる管理基準に従って製造されている
  - c) 変更があった場合には、履歴が保存されている
  - d) 不適合が発生した場合には、適切な処理が実施されている
  - e) 必要に応じて、サンプリングによる確認が実施されている
- (2) 確認手段の例として、以下の事項が挙げられる。
  - a) 現品票で製造工程内の管理状況が把握できる
  - b) 生産管理システムにより、製造工程内の管理データが把握できる
- (3) 出荷製品の倉庫においても、誤出荷及び汚染のないように管理すること。
- (4) 製品含有化学物質管理基準で対象とした法規制、GADSL、納入先(顧客)の要求事項やフィードバック、不適合などを踏まえ、納入した製品についても決定し、実施することが必要。

#### (2) 出荷工程におけるトレーサビリティ 【設問対象外】

出荷工程においても、5.4.3(3)項の製造工程と同様に、製品含有化学物質情報のトレーサビリティ管理を確実に実施する。

出荷工程におけるトレーサビリティ管理としては、出荷製品に関わる製品含有化学物質管理の内容をエビデンスとして記録・保管することなどがあげられる。

#### 【注記】

- (1) 出荷する製品に関するトレーサビリティとして以下のような情報記録・保管し、追跡可能な状態にしておくことが重要である。
  - a) 材料・副資材等の購入・使用履歴
  - b) 製品含有化学物質管理基準への適合の証拠(IMDS、JAPIA シートなど)
  - c) 納入を正式に許可した人(人々)
- (2) またこれら保持することが望ましい文書化した情報を関連付け、製品含有化学物質管理上のリスクに応じて把握し、その情報を速やかに利用、開示、伝達できる仕組みを整えることが重要である。

#### (3) 出荷工程における変更管理 【設問対象外】

出荷工程においても5.4.3(4)項の製造工程と同様に工程・材料の変更は製品に含まれる化学物質に影響を与えるため、その内容を記録・保管する。

#### 5.4.5 仕入れ先管理

自社(組織)における製品含有化学物質管理業務を適切に実施していくため、サプライチェーンにおける確実な製品含有化学物質管理に向けては各仕入れ先への適切なアクションが重要であり、その為仕入れ先管理に係る業務の責任部署及び組織の製品含有化学物質

管理主管部署は、管理・報告すべき全ての部品・材料の仕入れ先に対し、製品含有化学物質管理に関する要求事項の提示と徹底を行う。

同時に、対象となる仕入れ先における製品含有化学物質管理も適切に行われていることが重要であり、その為、平成24年環境省発行の「グリーン調達推進ガイドライン（暫定版）．～ バリューチェーンマネジメントの促進に向けて～」も参考に、仕入れ先における製品含有化学物質管理状態の確認、評価及び充実に向けた対応を実施する。

**【点検項目:5.4.5.1 仕入れ先に対する製品含有化学物質の管理要求事項の提示の仕組みの有無と実態】**

自社（組織）の製品含有化学物質管理基準の遵守に向け、各仕入れ先に対する管理要求事項を提示するための規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、最新状態の規定に基づいて業務が漏れなく実施され、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

**【点検項目:5.4.5.2 仕入れ先における製品含有化学物質管理体制の確認に関する規定の有無と規定に基づく業務遂行状況】**

管理・報告すべき部品・材料の全ての仕入れ先について、仕入れ先の製品含有化学物質管理体制を確認するための規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、全ての仕入れ先に対し規定に従って定期的な管理状況の確認とエビデンスの確保、双方の組織トップマネジメントを含めた確認、実情に応じた改善活動を行うことが望ましい。

**【注記】**

- (1) 仕入れ先における製品含有化学物質の管理とは、製品に含有される化学物質を設計・開発・調達・製造・納入の各段階において適切に管理するための仕組みを指す。その主な要素として、本ガイドラインの実施項目に従い、以下の項目が挙げられる。
- a) 改善の状況
  - b) 製品含有化学物質管理に関連する社内、社外の課題の変化
  - c) 次に示す傾向を含めた製品含有化学物質管理のパフォーマンス及び有効性に関する情報
    - ・ 外部の利害関係者（仕入れ先、納入先、社外委託先等）との関連するコミュニケーション
    - ・ 目標達成レベル
    - ・ 製品含有化学物質管理基準への適合
    - ・ 不適合事例とその対策
    - ・ パフォーマンス評価の結果
    - ・ 仕入れ先、社外委託先のパフォーマンス
  - d) 製品含有化学物質管理推進のための投入資源の妥当性
  - e) リスク及び機会への取組みの有効性
  - f) 改善の計画

対象外になっている要素がある場合は、その理由と対応を明確にすること。

- (2) 製品含有化学物質の管理状況の確認方法としては、書類、訪問などがある。本ガイドラインの【**附属書A:自己診断シート**】の活用が推奨される。
- (3) 複数社調達(マルチソース)の場合も各仕入れ先(供給者)を対象に含めることが重要である。
- (4) 仕入れ先の製品含有化学物質管理上のリスクレベルの判断は、入手した製品含有化学物質情報、購入製品への意図しない化学物質含有の可能性(変換工程、併行生産の有無、化学品・成形品の種類など)、本ガイドラインへの適合状況、環境または品質マネジメントシステムの有無、過去の実績などで行うことができる。
- (5) 確認の結果に対する処置の例としては、採用、取引継続、指導、取引停止などがある。

#### 5.4.6 その他自社内の各工程の製品含有化学物質管理における留意事項

##### (1) 誤使用及び汚染の防止 【設問対象外】

組織は、自社内各工程、特に製造工程、出荷工程における製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質の誤使用及び汚染防止策を実施する。

##### 【注記】

- (1) 具体的には、重点的な管理が必要な製造工程とそれ以外の製造工程とを分離する方法などがある。
- (2) 重点的な管理が必要な製造工程では、使用する設備、治工具などの分離、部品、仕掛品及び完成品の保管(倉庫を含む)を適切に行うことが重要である。
- (3) ここで言う汚染とは、製品への意図しない混入などのことである。
- (4) 化学品による汚染防止策として、具体的には、原材料としての化学品切換え時の洗浄の徹底、途中工程だけで必要な離型剤・防せい(錆)剤の洗浄の徹底などがあげられる。
- (5) 製品を構成しない包装材及び保護材であっても、汚染の可能性に応じて、汚染防止策を適切に行うことが重要である。

##### (2) 識別及びトレーサビリティ 【設問対象外】

組織は、製品含有化学物質情報を把握し、その情報を速やかに利用、開示及び伝達できるように、適切な手段によって、5.4.3項の製造工程、5.4.4項の出荷工程以外の工程においても、製品含有化学物質情報のトレーサビリティ管理を確実に実施する。

##### 【注記】

本ガイドラインを参考として保持される文書化した情報を相互に関連付けることで、トレーサビリティを実現することができる。

##### (3) 変更の管理 【設問対象外】

組織は、前述の5.4.3項の製造工程、5.4.4項の出荷工程以外においても製品含有化学物質管理基準で対象とした化学物質に関わるいかなる変更に対しても、製品含有化学物質

の変化の確認を適切に行い、その変更を実施する前に製品含有化学物質管理基準によるレビューを行い、そのレビュー結果、変更を正式に許可した人（又は人々）及びレビューから生じた必要な処置を記載した文書化した情報を保持すること。

**【注記】**

- (1) 変更の要素には、供給者の変更・追加、購買製品の変更、製造工程の変更などがある。
- (2) 供給者における変更情報を、事前に入手することが重要である。また、顧客へ変更情報を事前に通知することが重要である。

(4) 異常・不適合品発生時の対応

自社（組織）における一連の製品含有化学物質管理業務において何らかの不適合品が発生した場合は、当該業務の責任部署及び組織の製品含有化学物質管理主管部署により速やかな連絡、応急処置（波及範囲の特定と拡散防止）等の対応を行う。

**【点検項目:5.4.6.1 異常・不適合品発生時の手順・ルールの有無とルールに基づく業務遂行状況】**

組織において、製品含有化学物質に関わる異常・不適合品発生時の対応（社内報告、処置等）の関する規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、最新状態の規定に基づく業務が漏れなく実施されており、その状況が確認・評価され、上位に報告、管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

(5) 再発防止、水平展開の仕組み

自社（組織）における一連の製品含有化学物質管理業務において何らかの不適合品が発生した場合への対応として、応急処置の後に、原因究明、暫定及び恒久対策、再発防止及び水平展開を行う。

**【点検項目 5.4.6.2 再発防止、水平展開を行う仕組みの有無と業務遂行状況】**

不適合品に対し、適切な応急措置を行った後に、原因究明、暫定及び恒久対策、再発防止及び自社（組織）及び関連会社・組織への水平展開を行うための規定があり、その規定に基づく対応が行われていること。

更には、最新状態の規定に基づく業務が漏れなく実施されており、その状況が確認・評価され、上位に報告、管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

**【注記】**

- (1) ここでの不適合品とは以下のような状況を示すものとする。
  - ・ 自社（組織）内にいずれか及び複数の工程において、製品含有化学物質管理に関連する各種の基準、規定及びルールに適合しない、または適合しない可能性のある製品（部品・材料）を入手、製

造及び出荷、あるいは化学物質が検出された場合。

(2) 不適合処置に関して予め決定しておくことが望ましい事項としては以下の通りである。

a) 不適合が生じた際の社内報告ルート

b) 波及範囲の特定と拡散防止

c) 発生した（検出された）不適合への暫定及び恒久対策・処置の判断、実行手段

d) 納入先（顧客）への報告に関するルールなど

e) 原因究明、再発防止、水平展開の実施

(3) これらの文書化した情報は、製品含有化学物質に関わる事項に限定したものであっても良いが、ISO のマネジメントシステムに組み込み、監査及び審査の対象にしていれば、さらに望ましい。

## **5.5 化学物質情報・データ管理及び適合確認業務運営**

適切な製品含有化学物質管理及びその運営においては、特にサプライチェーンで伝達される製品含有化学物質に関する情報・データは、コンプライアンスに関わる情報であり、正しい理解と正確な情報伝達を行なうことが重要であり、確実な遂行に向けては、各種規定・マニュアル類の整備・運用および管理を行っていくことが重要である。

そのため、本項では各社における一連の製品含有化学物質管理業務の中から、「化学物質情報・データ管理及び適合確認業務」に関わる重要な実施事項をより具体的に記載している。

### **5.5.1 全体運用**

仕入れ先及び納入先（顧客）間での製品含有化学物質に関する情報伝達及び自社内での情報・データ管理に関する一連の業務内容・手順、役割・責任分担を明確化した管理規定、マニュアル等として文書化し、それらに基づく業務を遂行する。

#### **【点検項目:5.5.1.1 製品含有化学物質管理に関わるデータ管理及び適合確認業務全体の運用に関わる規定の有無と業務遂行状況】**

組織内の業務の流れに準じた規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、規定に基づく業務遂行が漏れなく実施されており、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

#### **【注記】**

これら個別の管理規定、マニュアルに関しては以下の事項が重要である。

(1) 組織における製品含有化学物質管理のために文書化・管理された上位社内規定に関連付けられている、又は織込まれていること。

(2) 社内関係部署に徹底されかつ関係する社外仕入れ先・納入先（顧客）に展開され、それらに準じて確実な業務遂行を図っていくこと。

## 5.5.2 仕入れ先からのデータ入手と入手データの確認

仕入れ先からの情報・データ入手に関し、仕入れ先へのデータ提出要請、データ入手及び入手データの確認に至る一連の業務の手順、ルールが明確であり、その内容を社内関係部署及び仕入れ先にも展開・徹底し、これらの規定・ルールに基づき業務を遂行する。

### **【点検項目:5.5.2.1 仕入れ先とのデータ授受(提出依頼、入手)に関するルールの有無とルールに基づく業務遂行状況】**

組織内の業務の流れに準じたルールがあり、主要な仕入れ先・部品の入手データに対応できていること。

更には、組織内の業務の流れに準じたルールがあり、全ての入手データに対しルールに基づく対応ができており、そのエビデンスを管理できていることが望ましい。

### **【点検項目:5.5.2.2 仕入れ先から受領したデータに対する適合チェック及び不適合時の対応に関するルールの有無とルールに基づく業務遂行状況】**

組織内の業務の流れに準じたルールがあり、主要な入手データに対応できていること。

更には、組織内の業務の流れに準じたルールがあり、全ての入手データに対しルールに基づく対応ができており、そのエビデンスを管理できていることが望ましい。

#### **【注記】**

- (1) 入手すべき製品含有化学物質情報は、製品含有化学物質管理基準（5.3.1項）で規定され、仕入れ先に提示されたすべての化学物質情報(含有の有無、含有量、含有濃度、用途など)を指す。
- (2) 入手したデータの適合確認の手順、ルールとしては以下の事項を含んでいることが重要である。
  - ・ IMDS、JAPIA シートにより入手した製品含有化学物質情報に、(1)に記載の化学物質情報が漏れなく記載されていること。
  - ・ 自社内での製品含有化学物質管理基準や IMDS、JAPIA シートの規則に準拠していること。
  - ・ 納入先(顧客)要求も反映した判定を行うこと。
- (3) 化学物質の識別は、CAS 番号などの個々の化学物質に固有の識別番号で行うことが重要である。
- (4) 製品含有化学物質に関する法規制及び GADSL、納入先(顧客)の要求事項は、用途により変わる可能性があるため、用途を相手側に伝えること。(例:殺生物規制、REACH 制限物質など)

## 5.5.3 自社製品のデータ作成

納入先(顧客)に納入する自社製品(部品・材料)に対して、自社内での製品含有化学物質管理基準や IMDS、JAPIA シートの規則に準拠し、納入先(顧客)要求も反映した業務手順、作成基準を文書化、社内でも共有する。

納入先(顧客)に提出する全ての製品・材料に対する製品含有化学物質情報・データを、それらの基準に従い作成する。

**【点検項目:5.5.3.1(顧客に提出する)自社製品のデータ作成に関するルール・マニュアルの有無とルール・マニュアルに基づくデータ作成の状況】**

組織内の業務の流れに準じたルール・マニュアルがあり、主要なデータに対応できていること。

更には、ルール・マニュアルがあり、全てのデータに対しルール・マニュアルに基づく対応ができており、そのエビデンスを管理できていることが望ましい。

**【点検項目:5.5.3.2 作成データにおける、自社製造工程内での変換工程の反映の有無とデータ作成状況】**

組織内の業務の流れに準じたルール・マニュアルがあり、主要な作成データに対応できていること。

更には、ルール・マニュアルがあり、全ての作成データに対しルール・マニュアルに基づく対応ができており、そのエビデンスを管理できていることが望ましい。

**【注記】**

- (1) データ作成に関わる基準・手順に関し、自社として国外への輸出製品がある場合には、輸出国の規則に準じた対応も含まれていること。
- (2) 納入先(顧客)のマニュアルや IMDS 公式マニュアルの流用でも可とする。
- (3) データ作成に際しては、担当者作成後、管理者によるデータ内容の確認が行われていることが望ましい。
- (4) これらのルール・マニュアルは仕入れ先へ展開、周知徹底されていること。

#### 5.5.4 納入先(顧客)へのデータ提出

前項の手順により作成された製品含有化学物質に関するデータの提出に関する手順・ルールを明確化し、それに基づいて納入先(顧客)と取り決めされた提出期限に遅れることの無いように提出する。

**【点検項目:5.5.4.1 顧客に対するデータ提出に関するルールの有無とルールに基づくデータ提出の状況】**

納入先(顧客)へのデータ提出に関し、納入先(顧客)との取り決め事項も織り込まれたルールがあり、主要な顧客へ提出するデータに対応できていること。

更には、全ての顧客へ提出するデータに対しルールに基づく対応ができており、そのエビデンスが管理できていることが望ましい。

**【点検項目:5.5.4.2 データ提出期限を守る仕組みの有無と提出期限内提出の状況】**

納入先(顧客)へのデータ提出に関しデータ提出期限を守るための仕組みがあり、主要なデータは提出期限に遅れることなく提出できていること。



更には、組織内の業務の流れに準じた仕組みがあり、全てのデータに対し仕組みに基づく対応ができており、そのエビデンスが管理できていることが望ましい。

**【点検項目:5.5.4.3 提出データが顧客にて Reject (拒否判定)された場合の対応に関する手順の明確化の有無と実施状況】**

納入先（顧客）へのデータ提出に関し、納入先（顧客）にて提出データが Reject された場合の対応に関わるマニュアルがあり、主要なデータに対応できていること。

更には、組織内の業務の流れに準じたマニュアルがあり、全てのデータに対しマニュアルに基づく対応ができており、そのエビデンスが管理できていることが望ましい。

**【注記】**

- (1) 正確かつ納入先（顧客）と取り決めされた提出期限に遅れることの無くデータを提出するためには、手順・ルールの整備とともに、それらを守る日程管理と体制が重要である。
- (2) 納入先（顧客）と決定した期日までに入手できない製品含有化学物質情報がある場合には、その製品含有化学物質管理上のリスクを考慮して、対応策をとるとともに、納入先（顧客）へ伝達する。
- (3) 納入先（顧客）へ提出されたデータを、納入先（顧客）が Reject（拒否判定）した場合の対応手順、ルールも明確化しておくことも重要である。

### 5.5.5 データ保管

仕入れ先より入手、及び納入先（顧客）に提出したデータの自社内での保管に関するルール・手順が明確になっており、ルール・手順に基づく保管ができていること。

**【点検項目:5.5.5.1 入手したデータの保管ルールの有無とルールに基づく実施状況】**

仕入れ先からの入手データの保管に関し、組織内の業務の流れに準じたルールがあり、主要な入手データに対応できていること。

更には、組織内の業務の流れに準じたルールがあり、全ての入手データに対しルールに基づく対応ができており、そのエビデンスが管理できていることが望ましい。

**【点検項目:5.5.5.2 顧客へ提出したデータの保管ルールの有無とルールに基づく実施状況】**

納入先（顧客）への提出データの保管に関し、組織内の業務の流れに準じたルールがあり、主要な提出データに対応できていること。

更には、組織内の業務の流れに準じたルールがあり、全ての提出データに対しルールに基づく対応ができており、そのエビデンスが管理できていることが望ましい。

### 5.5.6 データ更新

保管データ（入手・提出）は、対象部品、材料中に含有する化学物質の変更や法規情報の変更時のデータの更新に関する業務手順及び規定があり、それらに基づきデータの更新

を行い、それらのデータを納入先（顧客）へ提出、また系統立てて保管ができています。

**【点検項目:5.5.6.1 法規および顧客の基準の変更時のデータ更新(作成・提出・保管)に関する規定の有無と規定に基づく実施状況】**

保管データ（入手・提出）の更新に関する規定があり、主要なデータに対応できていること。

更には、組織内の業務の流れに準じた規定があり、全てのデータに対し規定に基づく対応ができており、そのエビデンスが管理できていることが望ましい。

## **5.6 人的資源および文書・情報の管理**

前項までに示される一連の製品含有化学物質管理の適切な管理、業務遂行とその維持に向けては、社内における教育・訓練の仕組みの構築も重要である。

### **5.6.1 教育・人材育成**

社内における製品含有化学物質管理の教育・人材育成を行う仕組みを構築すること。

製品含有化学物質管理の教育・訓練に関する教育マニュアルにおいては、設計・開発、調達、製造、納入の各段階における、製品含有化学物質管理の担当者に必要な力量を明確にし、その内容に基づいた教育、人材育成を行っていくことが重要である。

**【点検項目:5.6.1.1 製品含有化学物質管理業務の持続性維持のための仕組み(能力要件、伝承、社内教育)の有無と実態】**

製品含有化学物質管理業務の持続性維持のための規定があり、定期的（計画的）な教育等ができています。

更には、規定があり、製品含有化学物質管理の業務実施能力を向上・維持するための長期的なビジョンとともに対応ができています。

### **5.6.2 文書(製品含有化学物質管理に係る各種の情報、記録)の管理**

製品含有化学物質管理を統括する組織は、本ガイドラインが推奨する文書化した情報、及び製品含有化学物質管理の有効性のために必要であると定めた文書化した社内規定を維持または保持し、定期的に見直しを行うこと、更には文書化した情報は社内のイントラネット等を活用し、社内関係者が容易にアクセスできるようにすること。

**【点検項目:5.6.2.1 記録管理に関する規定(手順書、マニュアル)の有無と管理の実態】**

製品含有化学物質管理のために本ガイドラインが推奨する情報が文書化され保管、定期的な見直し、社内関係部署への展開がされ、またそれらを可能とする規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、規定に基づく業務遂行が漏れなく実施されており、業務遂行状況を組織内で管

理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

### 5.6.3 教育(5.6.1)、文書管理(5.6.2)の実施状況の評価及び改善

製品含有化学物質管理業務の管理・維持のためには、実施状況に関する評価及び改善を行い、それらの結果を経営者またはトップマネジメントに報告、トップマネジメントはその評価及び是正処置の結果のレビューを行うこと。

具体的には、製品含有化学物質管理に関わる一連の業務が各種規定、マニュアルに基づき実施されていることを評価、改善を行っていく仕組みがあり、評価の状況は経営者（またはトップマネジメント）へ報告すること。また評価の対象は社内及び社外（仕入れ先、納入先）関係先を含んでいることが重要である。

#### **【点検項目:5.6.3.1 実施状況の評価及び改善をする規定の有無と実態】**

実施状況の評価・改善に関する規定があり、その規定に基づき業務が遂行されていること。

更には、規定に基づく業務遂行が漏れなく実施されており、業務遂行状況を組織内で管理する仕組みがあり、実行されていることが望ましい。

#### **【注記】**

##### <教育>

- (1) 力量(competence)とは、自社の製品含有化学物質管理の目標を達成するために必要な知識及び技能を適用する能力をいう。
- (2) 教育・訓練について必要とされる事項を計画的に漏れなく実施し、対象者が理解したことを確認することが重要である。
- (3) 一般的な教育・訓練の内容としては、担当する業務の内容、製品含有化学物質管理の考え方、世界各国の法規制、納入先(顧客)の要求事項、GADSL、IMDS、JAPIA シート、業界標準の内容とその使用方法、管理対象となる化学物質の用途とリスク、誤使用、汚染の事例、分析方法等が挙げられる。

##### <文書管理>

- (1) 文書化した情報とは社内組織が維持または保持することが望ましいと判断した情報およびそれを含む媒体である。維持するのが望ましいものを文書化した情報は、JIS Z 7201:2012における「文書」、保持するのが望ましいものを文書化した情報は「記録」と同意である。必要に応じて適切な形式、媒体を選択することができる。
- (2) 維持するのが望ましいものを文書化した情報の例としては、製品含有化学物質管理方針、製品含有化学物質管理マニュアル、関連する化学物質管理手順書、規定、規格、基準、標準類、手順書、文書体系図などがある。これらの文書化した情報は、必ずしもマニュアルの形である必要はない。
- (3) 保持するのが望ましいものを文書化した情報の例としては、関連する製品含有化学物質情報、受け入れ検査結果、出荷検査結果、内部監査結果などである。
- (4) これらの文書化した情報は、環境や品質マネジメントシステムにおける文書化した情報と統合して

管理してもよい。

- (5) 文書化した情報は、定期的にその内容を見直し、必要な時に最新版が閲覧可能な状態としておくことが重要である。

<実施状況>

- (1) 製品含有化学物質管理を統括する社内組織は、製品含有化学物質管理基準の遵守を監視し、評価し、製品含有化学物質管理のパフォーマンスの有効性を評価することが重要である。
- (2) トップマネジメントは、文書化された情報をレビューし、組織、運用の改善を計画、実施することが重要である。

執筆委員（会社名 五十音順、敬称略）

一般社団法人 日本自動車工業会

環境技術・政策委員会 製品化学物質管理部会 管理ツール推進分科会

役割	会社名	氏名
分科会長	株式会社SUBARU	岩寄 崇書
副分科会長	トヨタ自動車株式会社	石井 正彦
副分科会長	マツダ株式会社	藤井 隆良
委員	いすゞ自動車株式会社	豊田 武司
委員	カワサキモータース株式会社	片山 佳宏
委員	スズキ株式会社	天野 英彦
委員	ダイハツ工業株式会社	蓑田 啓介
委員	日産自動車株式会社	美藤 洋平
委員	日野自動車株式会社	山本 英男
委員	本田技研工業株式会社	飯山 淳
委員	三菱自動車工業株式会社	今田 俊史
オブザーバ	カワサキモータース株式会社	神社 洋一
オブザーバ	スズキ株式会社	大芦 信太郎
オブザーバ	ダイハツ工業株式会社	金森 富裕
オブザーバ	トヨタ自動車株式会社	田村 亜希子
オブザーバ	トヨタ自動車株式会社	田中 健久
オブザーバ	日産自動車株式会社	森 直樹
オブザーバ	日野自動車株式会社	中村 俊悦
オブザーバ	三菱自動車工業株式会社	青野 裕作
オブザーバ	三菱自動車工業株式会社	小林 伸一郎
オブザーバ	UDトラックス株式会社	山本 孝史郎

一般社団法人 日本自動車部品工業会

総合技術委員会 環境対応委員会 製品環境部会 業界標準チェックシートTF

役割	会社名	氏名
委員	一般社団法人 日本自動車部品工業会	中原 靖
委員	株式会社アイシン	伊藤 麻衣子
委員	株式会社デンソー	清水 康弘
委員	株式会社デンソー	小山 誠
委員	株式会社豊田自動織機	西浜 秀浩
委員	株式会社豊田自動織機	佐藤 裕史

役割	会社名	氏名
委員	トヨタ紡織株式会社	古舘 貴雄
委員	株式会社ミツバ	須永 弘美
委員	曙ブレーキ工業株式会社	引地 明宏
委員	豊田合成株式会社	高橋 成幸
委員	日立 Astemo 株式会社	竹澤 由行

#### 《免責事項》

- ・ 本資料に掲載される情報を使用する際には、その正確性、完全性、有効性を独自に検証する必要があります。
- ・ 法律内容・解釈については常に最新の情報を参照され、必ずご自身にて、原文等を参照して確認をお願いします。
- ・ 本ガイドラインは、製品含有化学物質管理の一助となるものであり、作成者・発行者はそれによって生じた一切の損害については責任を負いかねます。

#### 《注意事項》

- ・ 本書に記載されている文章、図表などを複製、転載等される場合は事前に発行者の許諾を得て下さい。無断での複製、転載などは禁じられています。



#### 【問い合わせ窓口】自動車業界製品含有化学物質管理ガイドライン

[https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=B5LGNZ4zx0Op3ixrfCA6gwr\\_1n202MhEqUcciDkrZfZUNE9XVU8xSExBTjRBVFhFUTA3MEREMFJKQi4u](https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=B5LGNZ4zx0Op3ixrfCA6gwr_1n202MhEqUcciDkrZfZUNE9XVU8xSExBTjRBVFhFUTA3MEREMFJKQi4u)

一般社団法人 日本自動車工業会  
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30  
日本自動車会館

Copyright: 一般社団法人 日本自動車工業会

一般社団法人 日本自動車部品工業会  
〒108-0074 東京都港区高輪 1-16-15  
自動車部品会館

Copyright: 一般社団法人 日本自動車部品工業会